

令和3年第3回那須烏山市議会6月定例会（第4日）

令和3年6月4日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時10分

◎出席議員（17名）

1番 青木敏久	2番 興野一美
3番 堀江清一	4番 荒井浩二
5番 福田長弘	6番 村上進一
7番 矢板清枝	8番 滝口貴史
9番 小堀道和	10番 相馬正典
11番 田島信二	12番 渋井由放
13番 久保居光一郎	14番 沼田邦彦
15番 中山五男	16番 高田悦男
17番 平塚英教	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

大 貫 厚

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開議〕**

○議長（久保居光一郎） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆様方には、足元の悪い中、早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**◎日程第1 一般質問について**

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る申合せにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて60分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので、御了承願います。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には、注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、14番沼田邦彦議員の発言を許します。

14番沼田邦彦議員。

**〔14番 沼田邦彦 登壇〕**

○14番（沼田邦彦） 皆様、おはようございます。

傍聴席には大勢の皆様が議場に足を運んでいただきまして、また、傍聴席にも入れず、モニター室でも大勢の皆様が議会傍聴に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

久保居光一郎議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

コロナ禍における主要施策の優先順位と取組についてでございます。

執行部におかれましては、目の覚めるような答弁をいただけますように御期待を申し上げまして、質問席から質問を行います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 防災集団移転促進事業について伺います。

国土交通省と那須烏山市では、昨年10月に下境地区で計6回、11月には宮原地区で計3回、本事業に関わる住民説明会を開き、8か月が経過しております。

被災した地域住民の心情は、先が見通せない不安と焦り、毎年襲来する台風への水害への恐怖、先祖代々から受け継ぎ、守り抜いてきた歴史が刻まれた愛着のある住居を手放さなければならない切実な思いを考えたときに、アンケートではなく、面談による個別意向調査から本事業に着手すべきと、12月定例会議会で強く要望したところでございますが、思いは届かず、願いはかなわず、両地区においてアンケートを実施したとのことでした。

令和3年5月26日、栃木県では、河川管理者や流域の自治体が一体となって、浸水被害の低減を図るために、県流域治水プロジェクトの素案が示され、那須烏山市が直面する防災集団移転が盛り込まれており、改めて本事業の重要度、位置づけについても認識したところでございます。

そこでお伺いいたします。前例のない未知の大事業に対して、コロナ禍においても遅れることなく、両地区の地域住民に早急に方向性を導き出しながら、具体的に年次スケジュール、目標を示すことが重要であると考えます。両地区の市民に寄り添い、向き合い、どのように本事業を進めていくのか、進捗状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業の進捗状況と今後の進め方についてお答えいたします。

防災集団移転促進事業は、地域住民の皆様の生命等を災害から守るため、高台等へ移転を促進し、地域における合意形成の下、地域のコミュニティを維持しながら、防災性の向上を図るものであります。

昨年度は、これからの住まい方についての個別相談会を実施する際の基礎資料とするため、下境地区と宮原地区の全世帯を対象としたアンケート調査を実施したところであります。

本年度は、移転する住宅の対象範囲、移転先や移転に対する支援策だけではなく、これからのような地域をつくっていくかなど、個別相談会や地元住民説明会を複数回、開催することにより、地域住民の皆様の不安や地域づくりへの意見を伺いながら、安全な住まい方に向けた合意形成を図ってまいりたいと考えております。

住宅の移転は、住民皆様のライフスタイルや、地域のコミュニティを大きく変化させてしまうことも想定されますので、地域住民の皆様と議論を重ねながら、慎重に事業を推進してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 候補地についてお伺いいたします。

旧境小学校跡地も、集団移転の有力な候補地だと私は考えているわけですが、地域住民に対して一連の売買契約騒動の説明会はなされたのか、また、何人ぐらいの参加で、どのよう

な意見が出たのか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今年の2月22日に、コロナ対策もありまして、参加者は地元の代表者ということで、上境、下境、小原沢の地元自治会長を対象に報告をいたしました。

意見としましては、今後の施設の在り方、その中の一つとしては、避難所機能、また、災害時のごみの集積などが出されたところでございます。

いずれにしましても、活用については、今後、地元と一緒に合意形成を図りながら対応していきたいと市長から話させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 集団移転を進めていく上で、何といたっても地元との信頼関係、信頼回復がまず最初ないと進んでいかないと思いますので、各自治会長への説明だったということですけども、全域に市の説明責任が果たされますようお願いをいたします。

続きまして、アンケート、下境地区では72.6%、宮原地区では58.8%、この回収率に表れる地域住民の民意をどのように感じるか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） お答えをいたします。

両地区とも高い回収率でありました。防災集団移転に対しまして、非常に関心が高いものと感じておりますので、私どもとしましては、合意形成の下、慎重に事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） この数字の受け止め方なんですけど、私は高いと思わないんです。やはり命に関わる事業ですから、本来100%が望ましいわけで、アンケートに答えた人、答えていない人の差がこの時点で生じてしまうので、なぜアンケートを出さないのか、なぜ届かないのかということもしっかりと考えていかなければならないと考えております。

また、被災された方々のアンケートの回答率と併せて、回答の中で被災された方々の移転希望者、この数字が分かりましたら、お伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） お答えをいたします。

被災を受けた世帯のアンケートの回答率につきましては、下境地区で41%、宮原地区で44%。その中で移転を希望すると答えた方、アンケートでは引っ越しを希望しますかという問いでございましたが、引っ越しを希望される方の割合は、下境地区で40%、宮原地区で

37%という結果でございました。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） さらに移転希望者の方々の心情は、この数字に表れていると思いますので、しっかりと寄り添って、この数字が100%に近くなっていくような行政対応を求めます。

また、本事業の最も重要なことは合意形成にあると考えます。地元自治会頼みではどうしても限界があります。行政がリードして、両地区において協議会や期成同盟会、そういったことを立ち上げていただいて、全体の合意形成が図れるようにしていくことも行政のリードかなと思います。

併せて、庁内においても、一担当課だけではなくて、本事業に対するプロジェクトチームを期間限定で設置して、集団移転に全神経を集中して取り組むことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 期成同盟会や協議会の立ち上げについてという御質問でございますが、令和3年度、今年度におきまして、地元で個別相談会、地元説明会を開催してまいり、地域住民の皆様と安全な住まい方について合意形成を図っていく中で、そういった議論が進み、協議会等の設置が必要となりますれば、組織化に向けて進めてまいりたいと考えております。地元住民の方の合意形成が何よりということで考えております。

庁内のプロジェクトチームにつきましては、こちらにつきましても、やはり地元の方との合意形成が図られました際には、先進地の事例を参考にしながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 今の答弁ですと、プロジェクトチームをつくるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） プロジェクトチームと申しましても、関係する課が限定されると思います。総務課、農政課、商工観光課、上下水道課等になると思いますので、プロジェクトチームにするか、そういった関係課のチームにするか、その辺につきましては、よく協議をして立ち上げてまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 関係課の連携チームではなく、これに特化したプロジェクトチームをつくるべきだと私は強く要望いたします。

両地区において本事業を具体的に加速させていくためには、想定される移転先、また、想定される助成、補助額を早く示すことが重要であると考えますが、いつ頃、両地区にお示しができるのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） これから開催いたします個別相談会等におきまして、段階的にお示しをしてみたいと考えております。用地等につきましては、実際には評価をしないと出ないところがございますが、区画整理事業と同様に、基準ポイントを定めた鑑定評価を行い、ある程度の価格を提示していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） もう一度伺います。その辺は何年度ぐらいになってくるんですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今年度、進めてまいり、個別相談会の中で対応していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 事業の計画性について何点か伺います。

全体のスケジュールを両地区に示すことが、また、重要だと思います。2024年度までには計画策定を成し遂げなければならないわけでございますので、2021年、2022年、2023年、2024年度の年次スケジュールをどのように想定しているのか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 防災集団移転事業を実施するには、法に基づきます集団移転促進計画というものを作成する必要があります。こちらにつきましては、国土交通大臣の同意を得るということになります。

令和3年度、2021年度につきましては、繰り返しになりますが、個別に相談会を複数回実施する。併せまして、地元説明会を開催し、移転に関する合意形成を図ってまいり。令和4年度、2022年度、令和5年度、2023年度につきましては、集団移転促進計画の策定を進めます。令和6年度、2024年度には、大臣の同意を受け、計画を進めてまいると、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） まだまだ、トラックで例えるならば第1コーナーに差しかかったところだと思うんですけども、この集団移転事業の総事業費は想定しているのか。全国的な例を見ますと、規模とか、似たところがあるかと思うんですけども、総事業費が固まると市の持ち出し分が見えてくるので、その辺の想定はされているのか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） どのぐらいの方が移転をされるかというところがまだ確定しておりませんので、総事業費については、まだつかんでいない状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私の情報収集によりますと、国土交通省では那須烏山市の計画、スケジュールが遅いという話も聞いておりますので、市民の命に関わる事業ですから、とにかく全体のスケジュールを示しながら取組を加速させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。新庁舎整備計画について伺います。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、全世界の政治、経済、日常生活を混乱に陥れ、日本全国では新型コロナウイルス感染対策費の増加に伴い、地方自治体では相次いで大型事業の見直しや先送り、予算の縮小、縮減が既に始まっております。総務省では、今後、自治体の財政はさらに逼迫する見通しで、2021年度の財源不足は、全国で10兆円を上回る試算も示されております。

そのような中、那須烏山市においては、合併をして16年、106億円あった合併特例債は、14億円。人口は7,000人減少、台風19号による復旧・復興は道半ば、命に関わる集団移転事業を控え、そして、先の見通しが立たないコロナ禍において、このような時期に大型公共施設整備を進めていくことが本当に望ましいのか。那須烏山市が置かれている立場、取り巻く環境をしっかりと精査し、限られた財源を何に優先的に充てていかなければならないのか、議会や市民としっかりと認識を共有し、結論を導き出していくことが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。4月15日の庁舎整備検討特別委員会において、予想をはるかに超える新庁舎の概算工事費が示されましたが、まだまだ不確定要素が多く、さらに事業費が膨張することは明白であります。ここで一度立ち止まり、コロナ対策に全神経を集中し、その上で大型事業に明確な優先順位をつけ、直面する課題に取り組むことが優先だと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新庁舎整備計画についてお答えいたします。

現在の行政運営は、烏山庁舎・南那須庁舎・保健福祉センター・水道庁舎の4庁舎を主に行われています。

烏山庁舎及び南那須庁舎は、建物や設備の老朽化に加え、耐震不足が指摘されております。水道庁舎につきましては、豪雨の発生により庁舎が冠水するなど課題を抱えております。また、保健福祉センターにつきましては、建築から22年が経過し、空調や給排水設備などが老朽化

するなど、様々な課題を抱えており、庁舎機能全体の抜本的な見直しが急務となっております。

行政庁舎は、まちづくりの拠点施設としてだけでなく、非常時には大切な市民の命と財産を守る災害対策等の司令塔施設として役割を担うことになっております。

問題を抱える全ての行政庁舎につきましては、大地震や冠水による影響が最小限にとどまり、何とか事なきを得ている状況ではありますが、いつ機能不全に陥るかも分からない、危険と隣り合わせの状況が続いております。

一度立ち止まって検討すべきではとの議員の御提案でございますが、大切な市民の生命と財産を預かる市政運営の責任者としては、いつ起きるか分からない不測の事態に備え、庁舎整備の調整・検討を進めることは当然の責務と考えております。今、検討していても、何年後かしか建物は変えられません。その準備を進めている段階であります。

昨年度に実施した庁舎整備検討用資料作成支援業務では、庁舎整備に関する概算工事費の一部が示されるとともに、中央公園に整備した場合の現状と課題が明らかとなったところです。こうした分析結果を十分に踏まえ、議員各位にお示しした庁舎整備基本構想（案）については、見直し等も含め、再検討が必要ではないかと考えております。

今年は、議員の検討委員会の皆様を通じ、また、協議会や市民の意見を聞く年ではないかと私は思っております。庁舎整備につきましては、市民の安全・安心を確保するために必要不可欠な重要案件であり、優先順位の高い事業の一つとして着実に進める所存でありますので、御理解のほど、お願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 1回目の答弁の中に、庁舎を進めていくのは当然の責務であり、優先順位の高い事業として不退転の覚悟で取り組む市長の強い思いが表れました。

しかし、残念ながら、答弁の中に一番大切なことが含まれていないと私は思いましたが、市長はお気づきでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ちょっと今のお言葉が分かりませんので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 行財政改革です。そもそも平成の大合併の大義は、地方自治体の財政の硬直化を、合法的に、合理的に国が後押しをして合併推進を行い、複数の自治体が一つになり、庁舎を1か所に集約することによって、固定経費及び余剰人員の削減等により、行財政改革を推進し、その目的を持って新庁舎建設というのが大前提にあるわけで、答弁に行財政改革という言葉がなかったことは非常に残念に私は思います。

参考までに、平成の大合併の成功例として飛騨高山市がございます。1市9町村の合併で、その面積は、2,200平方キロメートル。香川県や大阪府よりも大きく、東京の全面積と同じなんです。

幾つもの困難を乗り越えてまとめ上げ、市長在任期間中に広大な市域を堅実に発展させ、財政的にも、膨大な赤字を着実に減らし、一番難しいとされる職員の削減を軌道に乗せたことによって、在任期間中に、国からの表彰は数え切れないほどの受賞をされ、特にバリアフリーのまちづくりでは全国1の都市に仕上げられております。

トップの判断一つで、取り組む覚悟一つで、前進もし、後退もあるということでございます。庁舎が危険だからとか、古いからとか、雨漏りがひどい、そのような思いで庁舎を建てるということは次元が違う。庁舎を造る大義はどこにあるのかということをしかりと認識していただきたいと思います。

そこで伺います。本日まで、新庁舎建設前、新庁舎建設後の財政改革シミュレーションは一度も示されておきませんが、まずはそちらの議論が候補地選定の議論より先だと思っておりますが、そのようなシミュレーションは策定されているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 財政シミュレーションについての御質問でございます。

現在の総合計画に基づいて中長期財政計画を立てております。今、次期総合計画の策定の見直しに向けて、併せて、公共施設の再編の見直しも早急に今年度行ってまいります。

それと並行して、中長期財政計画については、庁舎整備も含めた、箱物施設も含めた、シミュレーションを立てていきたいというふうには思っておりますので、現段階ではお示しはしておりませんが、御勘弁いただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 重大事業ですから、財政のシミュレーションもしっかりと提示をしていただいて議論をしたほうがますます深まると思っておりますので、早くお示しをいただけますようお願いいたします。

12月の定例会で答弁されましたが、合併特例債発行期限、令和11年までに新庁舎を整備するという考えにお変わりはございませんか。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほどの市長の答弁の中で、庁舎整備の構想に向けた現段階の素案を、皆様にお示しをさせていただきました。

あくまでも議会特別委員会からの御意見、御提言、そういったものを含め、庁舎整備検討用資料の作成支援業務ということでやってまいった内容を、皆様方にいろいろな課題等を提言し

ていただいて、そういった素案を見直した上で、庁舎整備の基本構想の案という形にやっ  
ていかなければいけないというふうに考えています。

その中で、庁舎整備の構想の案が完成した暁には、市民を対象としたパブリックコメント等  
を実施し、市民の意向を伺うという計画で進めてまいりたいとは考えております。であります  
ので、今、御質問をいただいた内容につきましても、十分、いつまでにとという部分は、当然当  
初からはございますが、あくまでも、今、市長も申し上げましたように、コロナ禍の中で、優  
先すべき部分ということもあります。

ただしながら、庁舎整備については、合併以来の懸案事項でもございますので、粛々と行っ  
ていかなければなりません。そういった意味で、次期総合計画の案も見直しなが  
ら進めてまいりたいと考えておりますので、期限については今調整中  
でございますので、お願いしたいと思  
います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 総合政策課長から、計画性についての答弁はありましたが、  
12月の定例会で、川俣市長は、合併特例債の発行期限の令和11年までに整備を進めたいと  
おっしゃっているんです。その確認なんです。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 目標としてはそれがありますが、皆様との、市民の合意形成が  
できないうちは造ることはできませんので、その期日はできたら守りたいと思  
っていますが、それありきではないことを確認させていただきたいと思  
います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） そうすると、12月定例会で発行期限までに進めたいとお  
っしゃいましたけれども、今となつては、そこも流動的だという考えでよろしい  
ですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） やはり、先ほど議員御自身でおっしゃったように、財政の  
立て直しとか、いろいろなものがあります。そのためにいろいろなものを統  
合したり、無駄な経費は削減させていただいております。それに向か  
っての庁舎整備のために、基金も積んでいるところ  
あります。なるべく支出が少ないようにさせていただきたいと思  
っておりますので、慌てて  
いるわけではなく、ただ慎重に、かつスピード感を持って進めてい  
きたいなとは思っているところ  
であります。決して、この日にやりたいという、そういう建前では  
ありませんので、御了  
承お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） なかなか明確な答弁がいただけなくて、先に進  
みたいと思  
います。

先ほども答弁の中で、新庁舎を整備することで、市民の生命と安心を守り抜くという言葉もありました。また、危険と隣り合わせという言葉が出てきましたが、極論、庁舎の危険は、直すことができるんです。

また、耐震強度不足も、極論、耐震補強すれば20年ぐらいもつんです。しかし、危険と隣り合わせという言葉を使うならば、むしろ下境、宮原、向田流域に住む方々のほうが、自然災害にはどうにも太刀打ちができない状況にありますので、その辺もしっかりと認識をしていただきたいと思います。

そこで、市民生活を考えたときに、新庁舎建設をすることよりも、二度と断水が起きないような水道施設、あるいは公共下水の強靱化、再構築が私は優先だと思えますけれども、こちらの優先順位について市長に伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 水道庁舎についてはずっと懸案ではありますが、私のほうでも、取りあえずの対策としまして、防水壁とか、水没することがないように対策を講じさせていただいています。

いろいろなことで、移転までをすることになると大がかりな話になりますので、それは今のところ協議をさせていただいております。皆さん、議員の方々からも、いろいろなアイデアや御意見をいただいておりますので、それが正しいことなのは分かっております。ただ、なかなかそれが進めないのも事実なので、その辺を一緒に御理解していただきながら進めていきたいと思っています。決しておざなりにしているわけではありませんので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） こちらの優先順位についても、なかなか明確な答弁がいただけないわけですが、大がかりな事業であっても、市民の生活に、また命に関わっていることですから、ちゅうちょすることなく進んで取り組んでいただきたいと、このように思います。

また、4月15日の庁舎特別委員会で、当初説明よりもはるかに超える試算が示されたわけですが、この数字は市長の中では想定内か、想定外か、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私の中では、金額は大きくなっているなという感じはいたしております。しかし、一大事業でありますから、このときしか直せないものはそれなりに直す。ただ、全部を一遍に直す必要があるのか、解決する必要があるのかは、その辺は皆さん議会ともこれからの協議の場でいただいている時間だと思っておりますので、皆さんからの御意見をいただくことが今の時間だと思っております。ですから、今、提案したことが全てだとは私も思ってい

ません。

設計上にあのような計画をさせていただきただけで、全てがそれだというのはないので、これから削減したり考えたり、統合したりという話になってくると思っていますので、その協議の場を委員長から進めていただけるとありがたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 今の答弁によりますと、金額については想定外だったというふうに私は捉えたわけですが、想定外であるならば、当然に見直しは必要になっていきます。そうなりますと、候補地の見直しも市長はお考えになるのでしょうか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところ、候補地としては、そこが最優先かなと思っています。有力かなと思っています。ただ、いろいろな案を出していただければ、変更もあるかもしれませんが、今のところ、市の発展やなりわいのほか、烏山高等学校や駅、交通機関等の市全体の施設、そして市民の生活を考えますと、中央部が一番安定的ではないか、地盤的にも安定しているのではないかという判断の下に、皆さんからの協議をいただいた結果であります。

ですから、あの場所を前提に皆さんと協議をさせていただきたいと思って、今、諮っているところでもあります。私になってから初めて具体的な場所が出てきて、それで皆さんと協議をしていて、これで4年目になっております。ですから、皆さんとの協議がそれだけ一生懸命なのだとは感じております。住民説明会の中でも、いろんな意見が出て検討させていただいていますので、決してそれに時間をかけることは、私は、まずいわけではないし、そういうことを思っておりません。

ですから、優先順位という意味では、庁舎も必要です。もちろん災害対応も必要です。そして水道庁舎もちろんです。庁舎整備の中には水道庁舎も入っておりますので、全てにおいて皆さんと協議をする時間だと思っています。慌てているわけではありませんし、一つだけにしていくわけではありません。

災害を受けた下境も、宮原も、ほかの地域のことも、考えていろいろさせていただいておりますのは、きっと議員の皆様が一番御存じだと思いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 想定外の予算がかかりそうであっても、中央公園で進めたいという市長の熱意は分かりましたけれども、私はまだ理解に至っておりませんので、次に進みます。

全国的にコロナ禍において、各自治体が新庁舎建設を含めた大型事業を先送り、見直し、さらには一時凍結が相次いでおります。

那須烏山市におきましては、災害復旧、集団移転事業、このような時期に新庁舎整備に向けた議論を進めていくことに、私は強い違和感というか、抵抗感を感じております。

庁舎整備特別委員会の委員長として、執行部から事業計画が示される以上、粛々と中立公平、円満な立場で、仕切り役として、まとめ役として徹しなければならないわけで、非常に戸惑いを感じているところでございます。

市民目線、市民感情を考えたときに、このような時期に新庁舎整備計画を進めていくことに、川俣市長は抵抗感はお持ちにならないのでしょうか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほどからお話ししているのは同じだと思うんですが、私はこれはこれで仕事が大切だと思っています。大切だと思っているので、議員自ら委員長を引き受けていただいているのではないかと私は思っています。同じ気持ちではないのかなと思います。

ただ、来年造るとか言って言っているわけではありませんで、基金も積立てて、予算を組んでいく。財政的にも安定できるように努めていっての庁舎を考えております。決して貯金もしていなくて、いきなり計画をしているわけではありませんで、その辺のことは、議員であり、そして委員長である、また、議員が一番お分かりだと思いますので、その辺のところを一緒に考えていこうという時期を持ちましようと言っているんで、決して進め方を早くしようとか、そういうのを私は望んだことはないと思います。その辺のことをもしも理解できていなかったら、理解していただくようお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私が言いたいのは、この非常事態、未曾有のこの時期に、コロナ禍において、大型事業を進めることに抵抗があるということで質問させていただいたわけでございます。

次に入ります。今年1月4日、お隣の矢板市では耐震基準を満たしていない市役所の建て替えを一時凍結することを明らかにしました。2年間にわたり何度も庁内検討委員会で調査研究を進めてきましたが、コロナ禍で先が見えない、財源の裏づけが弱い、市民感情を考えたときに、新庁舎に予算を投入することはできないとのトップの判断で、トップの決断で新庁舎建設が一時凍結となったようです。

那須烏山市の長として、近隣自治体のこの現実をどのように受け止めますか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 矢板市を例にさせていただいて、ありがとうございます。

矢板市は、今、本当に財政基金がありません。それでそのような判断になったのは分かって

おります。

那須烏山市は、この庁舎整備のために、皆さんも知っているとおり、今の段階で16億円の基金を積んでおります。ほかの財政も、矢板市に比べたら人口規模は低いのですが、倍ぐらいにうちは基金を積んでおります。そのために、そういう崩壊は起きないという判断の下で、今、調整をさせていただいております。決して一時的な感情で、私個人のために進めたいわけではありません。

市の発展のために、皆さんのためにと進めていることであり、確かに今はコロナとか、災害で大変なものも分かっております。その財政も使えるよう準備をさせていただいております。いろいろなところを閉鎖したり、統合させていただき、財源をつくってまいりました。

それを知っているのが議員の皆様方ではないかと思っています。そのために準備をし、進めていることであります。おかげで、いろいろなところからいただいた交付金のおかげで、コロナ対応も順調に進めさせていただいております。

ただ、今後、集団移転になりますと、また金額も違ってきますので、その辺のところは国との調整とか、いろいろ出てきます。

でも、庁舎は、あくまでも地元のこの市でやっていくことなので、着実に基金を積み、そして財政を分かっただき、市民の方々に了解を得るよう説明会等も開かせていただきました。その後、このようないろいろな案件が出ましたので、議会にも委員会を開いていただいて、このような協議をさせていただいている時期だと思います。

決して、今、何十億を使おうという話をしてはいるわけではありませぬので、その辺を御了解いただけるのが一番、委員長だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） るる答弁をいただきましたが、私は、今この時期に那須烏山市がやるべきことは、このコロナ禍でも、庁舎基金をさらに1億円上乘せをすることではなくて、コロナが終息するまで、災害復旧・復興をなし得るまで、集団移転事業に道筋がつくまで、庁舎整備の検討と基金の積立てを一時凍結することが望ましいと私は考えますけれども、市長はどのように考えますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基金に積み立てるといふのは、年度余剰金の積立てを行う、行政の対応です。

ですから、そういう意味でも、基金を積み立てるといふことは、別に皆さんも同じだと思います。普通の家庭でも、おうちを建てたいと思ったら貯金をしていくというのが普通の話ではないでしょうか。その中で、余剰金が出たので積立てをしているだけであって、必要な医療費

があつたら、それは積立てません。それは普通の家庭と同じことをしています。今のところ、コロナに関しましては、国からの交付金や、そういうもので賄っております。

市としても余剰金的なもので積立てはたくさんしていますので、何かのときに出せるような対応は、準備はさせていただいています。ただ、庁舎を造るときに、いきなり何十億を出すというほうが大変なので、基金積立てをさせていただいていますので、それは御理解いただいていることだと思います。

対応していないわけではないことを一番知っていただいているのではないかと思います、皆様に。それを対応していないので指摘を受けるのだったら、ちょっと私でも反省させていただきますが、コロナにしても、今は集団移転にしても、お金がかかる時期ではありません。

コロナのほうは交付金で賄っております。集団移転のほうは、今は協議をする時間だと思っておりますので、それで考え方を御理解していただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私は、お金があるとかないとかじゃなくて、このコロナ禍において市民感情を考えたときに、私はそうすべきじゃないかということでありまして、余剰金が出たならば、いろいろな使い道はあると思いますので、しっかりと、私の考えだけをお伝えさせていただきます。

次に、新庁舎整備、そもそも那須烏山市における新庁舎整備は、未曾有のコロナ禍でまだまだ先が見通せないということ、さらには庁舎計画を取り巻く環境、県内最速の人口急減社会、さらには台風19号の復旧・復興がまだ道半ば、集団移転事業がこれから本格的に稼働するわけでありまして、さらにハード事業を含めると、那須南病院の大規模改修、保健衛生センターの移転新築、さらには認定こども園、そして新庁舎を入れていくと、私なりの試算ではございますが、200億円近い数字が想定されるのかなと思っております。

さらに市民サービス、行政サービスを考えると、まだまだ、本来であれば整備されていなくてはならない文化施設や郷土資料館、さらには道の駅などがあり、市民目線でしっかりと明確に優先順位を示さなければならないと考えており、それができないがゆえに、今、硬直化していると思います。

ぜひトップの決断、トップの判断がこの地域の那須烏山市の30年先、50年先、100年先を動かしますので、川俣市長の決断に期待をしたいと思います。

道の駅整備計画基本構想について伺います。最近、ややもすると急激な人口減少に伴い、市政に対して勢いがなくなるとか、市町村に比べ元気がないと心配する声をよく耳にしております。

栃木県内25市町の中で、道の駅未整備市町は5市町であり、そこに那須烏山市が含まれていることは大変残念で寂しい思いでございます。

道の駅の実現は、過疎地域における再生モデルと言われ、波及効果、相乗効果は計り知れません。コロナ終息後の那須烏山市の夢のある事業、地域振興策の起爆剤として、休眠状態にある基本構想を復活させるべきだと考えます。

民間企業、金融機関、JAなど関係各種団体と幅広く連携し、オール那須烏山体制を敷いて、市が中心となり、調査研究に取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 道の駅整備計画についてお答えいたします。

道の駅整備につきましては、庁内で組織した道の駅整備計画プロジェクトチームにより、平成28年度から平成29年度にかけて調査研究を実施いたしました。

プロジェクトチームでは、平成23年度に策定された道の駅整備計画基本構想素案について再検証を行ったところであり、その結果について、平成31年3月定例会の議員全員協議会において御報告させていただいたところであります。

議員の御指摘のとおり、道の駅を整備することにより様々な効果が見込まれるとしながらも、農業生産者の期待が小さく、大きな財源を投入して新たな道の駅を整備することは、現段階において時期早尚であり、既存の施設を最大限に活用しつつ、展示物や物販の充実を図るほか、農産物直売場やまちづくり団体、そして事業者との連携強化を図りながら、にぎわいを創出する仕組みを構築することで道の駅を補完することが可能であるという結論に達したところであります。

令和3年4月22日にリニューアルオープンした龍門ふるさと民芸館につきましては、まさに道の駅を補完する、にぎわい創出の拠点として機能強化を図ったものであります。今後、野菜の直売機能の強化を図るとともに、さらなる誘客を図る計画としております。

また、山あげ会館につきましても、龍門ふるさと民芸館同様に多くの観光客が訪れる観光拠点として、物販や展示物強化による機能充実を図ることとしています。

まずは、今ある観光施設の有効活用を図り、市民や事業者による機運の高まり、状況を注視しながら、道の駅の必要性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 再質問に入る前に、一つだけ確認をさせていただきたいと思います。

平成30年6月定例会で同僚議員の一般質問、私は「ミスター道の駅」と呼びたいところですけれども、道の駅を選挙公約に掲げて見事初当選を果たし、夢と希望を持って、満を持して道の駅実現に向けた一般質問を行いました。

そのときに、市長は、答弁、るる答えた最後に、「もう栃木県内では最後ですから、今さら

もがいてもしようがないと思っている」と答弁されております。4年を経過した今、その思いに変わりはありませんか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そのときに、確かそこを取られています、山あげ会館や龍門の滝とか、いろいろな観光施設がありますので、それを有意義に使いたいという話を入れたと思いますので、今そのためにリニューアルをさせていただいている現状だと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私は、県内最後だからもがいてもしようがないとはまるっきり思っておりませんので、私なりの角度で、同僚議員と同じ立場で質問をさせていただきます。

まず、県内25市町で整備されていない5市町に含まれている現実を、地域間競争、自治体間競争、交流人口を意識したときに、この現実を川俣市長はどのように受け止めておりますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに道の駅という目玉があれば、増える可能性は高いかもしれませんが。ただ、造ってから、経費がかかっています。人が集まりませんか、重要な人材がなかなか集まりませんかという話を聞いているところも市長会ではあります。

決して、道の駅が全部黒字だという話はほとんど聞いておりませんので、確かにこの地域の益子や茂木、潤っているところもあります。高根沢も今回のコロナのおかげで、キャンプのほうというか、グランピングというんですか、あそこは好評だそうです。ただ、全部が好評なわけではないのも知っております。

ですから、道の駅というのを注視させていただきながら、本当に発展できるものを造るとなると、議員がおっしゃるように、それなりにいいものを造らないと人は来ませんので、それなりの投資金額も必要になります。

その金額を今考えるときでは私はないと思っておりますので、今のところは凍結させていただき、既存のものを増やして、人の流れができるよう誘導できることが必要なかと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 予算がかかる、財政的に厳しいという話ですが、一方では、先ほど庁舎のときには財政的にそこそこあるんだというお話もありますので、その辺の優先順位は、考え方があると思えますけれども、しっかりとこれからの議論にさせていただきたいと思えます。

マイナスを考えたらどこまでもマイナスなんです。プラスを考えたときに、成功している道の駅を持つ近隣市町を調べますと、そもそも立ち上げ方、調査研究の進め方が明らかに那須烏

山市とは違うなということが分かって見えてきました。

地域の原動力、地域振興の拠点施設、無限の可能性を秘める道の駅を市役所内、庁内だけのプロジェクトチームで結論づけたことが拙速過ぎたのかなと。市長のお言葉を借りるならば、結論づけるには、まだまだ時期尚早だったのかなと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そのときはそのような結論にさせていただきました。

今の段階では、道の駅の話は、逆に言ったら出すべきではないのかなと思っています。もともとある既存の建物を改修し、先ほども言いましたように、龍門ふるさと民芸館にはあれだけ集客ができるということは、那須烏山市にも、観光客も、集客もできる要素はあるということなので、そういうものをまず活用して行ってからでも遅くないのではないかと思いますので、慌てる必要はないというのは、私の中では思っています。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私は、コロナ終息後の那須烏山市の夢のある事業として調査研究をぜひ進めていただきたいという角度から質問させていただいております。

近隣自治体、道の駅を持つところはすごいんですね。高根沢元気あっぷむらは、9億円をかけて道の駅をリフォームしました。国道、県道の接続ではなく、町道接続は全国的にも珍しく、さらにグランピング施設を目玉に、栃木県では一番遅いオープンではございますが、全国でオンリーワンの道の駅で勝負をかけ、年間50万人の来場者を目指すと言っております。

道の駅きつれがわは、平成29年、8億6,000万円をかけリニューアルオープンしました。百貨店からの人材登用で、来場者は、入り込み客、リニューアル前は17万人から、リニューアル後は100万人突破、120万人に達する勢いです。

お隣、道の駅ばとう。駐車場が狭く、人気の野菜は午後までもたないのが悩みだそうです。250人以上いる出資者と地元馬頭高校とのオリジナル商品開発が強みだそうです。近々、駐車場を倍増し、土曜、日曜の受入れを強化し、生産者確保を強化し、売上げの倍増を目指しているそうで、第2ステージが見えてきたときには、さらには、那珂川沿いに道の駅2号店を出す目標で、バーベキューやキャンプ場、さらには、やなを併設した2号店も視野に入れているということです。

これらのすぐ隣まちで続く自治体の勢いについて、川俣市長は既存のある施設で対応していきたいと言いますが、次元が違うんですね、次元が。その辺、どのように受け止めますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに近隣でいろいろ考えてくださっているのはすばらしいと思います。我が市でもそのようなことを考えたいというのは、皆さんから御意見が出て、たくさんあ

れば、私のほうでも検討させていただきたいと思いますが、今のところ、公でそのような話を聞いたことがあまりありません。

道の駅を造りたいというお言葉はいただいておりますが、今のような具体的な案をいただいたことはあまりありませんでしたので、今後、そのような案がたくさん出てきて、皆さんから機運が高まるようであり、それでまた調査させていただくことは可能だと思います。

ただ、今のところ、議員が先ほどまでおっしゃっているように、集団移転、コロナ対策、庁舎は置いておいてもというお話であれば、新たにここで道の駅を入れるのかと言われてたら、私の中では選択は難しいかなと思っております。

ですから、もう少し落ち着いた段階で、皆さんと御協議する時間を持てるようにしていくのは可能かなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 先ほど来、私が言う大型主要施策は、いずれにしても時期が重なるんです。この道の駅は、私は今すぐやれということじゃないんです。一度やらないと決めた市役所内部の検討を、もう一度、コロナが終息した後に、夢のある事業として復活させたらどうですかという角度から、将来に向けての私の質問なんです。

先ほども言うように、大いに夢のある事業が持てる地域振興策を現実的に近隣自治体では進めているわけでございます。東日本台風の復旧を成し遂げ、集団移転を実現させて、コロナ社会を乗り越えて、無限の可能性を持つ新しい扉、道の駅実現に向けて、ぜひとも、休眠状態にあるこの整備計画を復活させてもいいのではないかなという私の考えと、地域間競争を勝ち抜くためにも、那須烏山市の未来ですよ、未来にかけての、商工会、JA、観光協会、各種団体、民間企業を入れて、オール那須烏山体制を敷いて調査検討から改めて始めることが必要なこともあるのではないかなと私は考えております。

道の駅ばとうの藤田社長とは、2時間ぐらい、いろいろとお話を聞かせていただきました。道の駅は機運の高まりではないと明言されておりまして、トップの判断、トップの熱意だよと力強くおっしゃってございました。当時、川崎和郎県議、町長になりましたけれども、川崎先生の熱意が馬頭町を動かしたんだと、そしてその熱意が今に至っているんだよ、私たちは誇りに思うよと言ってございました。

ぜひ、集団移転にしても、新庁舎にしても、道の駅にしても、機運とか高まりではなく、市長の決断、市長の判断、市長の覚悟一つでギアが入れられるはずですので、今のコロナ禍社会における川俣市長のギアの入力方、決断を大いに御期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で14番沼田邦彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、9番小堀道和議員の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 皆さん、こんにちは。議席番号9番の小堀でございます。一般質問3日目の2番目、最終の一つ前の質問者になります。

傍聴席の皆様、これほどたくさん議会に足をお運びいただき、ありがとうございました。

ワクチン接種が始まりましたが、相変わらず、全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルスです。変異種のコロナウイルスは、一たび誰かが感染すると、あっという間に家族はもちろん、周囲に爆発的な感染者を広めてしまう現状を見ると、なお一層のマスク、手洗い、数名の飲食禁止など、徹底した一人ひとりの行動が求められることを実感しています。これぐらいの飲食は、まあ、いいかというのは絶対まずいというふうに思っていて、これは命取りになりますので、お互いに徹底を呼びかけたいと思います。

ワクチン接種担当の皆さん、本当に御苦労さまでございます。大変ですけれども、もう少し頑張っていたきたいと思います。

さて、今回は、市民に寄り添う本市独自のボランティア活動補償制度制定についてと、本市の女性活躍と男女共同参画についての2件について質問いたします。

1時間ほどのお付き合いをよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） それでは、質問いたします。

1番目ですけれども、市民に寄り添う本市独自のボランティア活動補償制度制定についてであります。

令和元年の9月の定例会で、災害ボランティア保険を含め、本市の市民全員を対象としたボランティア保険加入を検討すると市長が答弁したことを踏まえ、今年3月の本会議の一般質問において、検討結果について質問しましたが、執行部の答弁内容があまりにも本来の趣旨と異なっていると思われるので、再度取り上げることにしました。

令和元年9月の定例会でこの内容を提案したきっかけは、おととしの台風19号被害の片づけなどのボランティア活動をはじめ、本市では、まちの活性化や奉仕活動など、他の自治体と

比較してもかなり上位にランクされるほど活発で、本市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体が約60団体、約1,000名と、とても多いこと。

そして、市長も感謝の気持ちを公言していたことを受けて、既に本県では宇都宮市や鹿沼市をはじめ、多くの市が全市民を対象としたボランティア保険に加入していることがメディアでPRされたこともあり、本市でも採用すべきと提案しました。

市長からは、災害ボランティアばかりでなく、範囲を広げて保険費用を負担することを検討すると回答があったことを受けて、前回の一般質問で検討結果がどうなっているか、特に災害ボランティア保険がどうなったかを確認すべきとの思いで質問しました。

執行部の答弁は、市主催のイベントについて補償される保険に加入しているので、台風19号のケースは、市が社会福祉協議会にボランティアセンターの立ち上げを依頼した市の事業なので補償されるが、それ以外は補償されないというものでした。

また、災害ではなく、一般のボランティア活動に関しても、多くの市民団体が、まちおこしイベントやいろいろな奉仕活動を行っています。市主催ではないので補償の対象にはなっていないというのが回答でした。

令和元年9月の定例会で、市長が本市自慢の多くのボランティアの皆様に報いるために、災害ボランティアばかりでなく、範囲を広げて、市民が安心して活動できる補償制度を検討するという答弁とはあまりにもかけ離れている内容に啞然としたと同時に、どんなトップマネジメントをしているのかと、正直、この一般質問席で私は立ちすくみました。

このままにしてはならない問題であり、再度取り上げ、市長答弁のような市民に寄り添った補償制度導入実現のために、再度ここで質問いたします。

最初の質問ですけれども、現在契約している市民対象のボランティア活動補償制度の具体的な内容である保険名称、補償対象となる活動、補償の対象者、補償金額、申請手続、その他特筆する内容等について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 現在契約している市民対象のボランティア活動保障制度の具体的な内容についてお答えいたします。

本市が加入している保険の名称は、全国町村会総合賠償補償保険で、保険制度の内容としましては、賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、公金総合保険、補償保険であります。全国町村会に加入依頼し、民間保険会社、損保ジャパン日本興亜株式会社により支払われる仕組みになっております。

これらの保険制度のうち、市が主催する行事、社会体育活動、社会文化活動及び社会福祉活動や社会奉仕活動、これはボランティア活動なども含まれますが、補償保険の対象となります。

補償の対象者につきましては、市が主催する行事及び社会奉仕活動に参加する方々、これは市内、市外を問わないとなっております。事故発生時の死亡・高度障害・入院・通院に係る補償、または学校管理下における事故による死亡または高度障害時に補償するものであります。

なお、補償金額につきましては、死亡・高度障害の場合は最高額が500万円、入院・通院については、5,000円から最高30万円となっております。

申請手続きにつきましては、事故等の際には、市主催行事等の担当課へ報告をいただき、事故の状況等の確認後に保険対応の窓口となる総務課への報告の上、速やかに手続を進めるようにしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、市長の説明がありましたけれども、この保険はどこの自治体でも入っている保険という認識でいいですね。

災害ボランティアばかりでなくて、範囲を広げて、市民が安心して活動できる補償制度を検討するという答弁を受けて、どの程度検討したのか分かりませんが、今回の保険内容について、本市の社会福祉協議会や、いろいろと活動している市民の団体の方々に聞いてみましたが、現在、市が契約している保険について、誰一人知っている人がいないのです。

そこで、全市民を対象とする、とても意義のある保険制度なら、当然、市民に自信を持ってPRすべきものだと思うが、市のホームページを開いても見当たらないし、市民ボランティアの皆様を応援するよというメッセージを含めて一体どんなPR活動及び広報活動を行っているのか、見解も含めてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民ボランティア保険のPR活動についてお答えいたします。

本市が加入している全国町村会総合賠償補償保険につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、補償保険が含まれております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、補償保険制度の内容については、これまで具体的な周知活動は行っておらず、市民への周知が十分とは言い難い状況であります。

今後につきましては、市ホームページ等を活用し、市民に分かりやすく補償保険制度の内容を周知するよう改善させていただきますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 市のホームページでPRしたくなるような保険にぜひしたいというのが今回の趣旨なので、質問を続けます。

五、六年前の全国交通安全週間のときに、現在も実施している立哨指導で自治会やPTAなどの皆様に参加して下さっていますけれども、注意を促す札とか旗などが車と接触すること

があつて、保険はどうなっているかということ自治会の役員から問われ、ぜひ市で保険加入を検討してほしいと言われたことがありました。当時の市役所担当課と調整したところ、他の自治体で加入しているところもないので加入は難しいとのことでした。

一体どのぐらい費用も含めて難しいのかと思い、市内の保険会社に相談したところ、事故事例も少ないこともあり、立哨指導参加者全員を対象にした保険でも考えられないほど安く、補償内容もよい保険を紹介されました。

市役所の担当課にこの内容を紹介し、真剣に検討すべきと伝えたところ、補償内容も満足できる内容であり、費用も安く、市の職員まで保証する内容で契約できました。市担当課は、どこまで検討して難しいと判断したのかと、私は笑顔で問い詰めましたけれども、すみませんということでした。

そこで追加質問ですけれども、立哨指導の保険について紹介しましたけれども、現在の保険はどんな経緯があつていつ契約したのか。また、立哨指導の保険と市主催のイベントを補償する保険の保険内容が重複しているのではないかというふうに考えますけれども、そういう場合には解約すべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 立哨指導のボランティアの方々は、自治会から立哨者の名簿をいただき、事前承認、依頼を受けた団体として、現在市が加入している総合賠償補償保険で対応することが可能でありますことから、その対応をしているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これはもう少し調べると、結局、その前から保険に入っていて、このときに変えたのは、事前に不特定多数も含めて名簿を出してもらえれば対象になりますよということで、市の職員も対象になりましたので、先ほど市長から説明がありました、いろいろな奉仕活動とか、それも名簿を先に出していないと駄目なのかなというふうに思っているんですけれども、それでいいんですよね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 基本的には、どういった団体がどういう活動をしたか、その内容を求められていますので、事前の承認ということから、名簿というのは、基本必要になってくると思われま。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の答弁を聞いて皆さんお分かりだと思うんですけれども、そのときの市長の答弁が、ボランティア保険、災害ボランティアも含めて範囲を広げて検討しますと言ったことと、今、何も変わっていないので、さらに広めるというのはどういう意味だったのか

なというのが、私は非常に不信感を持って今ここに立っていますので、それを乗り越えて新しい保険をぜひお願いしますという、そういうストーリーで質問いたします。話を本題に戻します。

令和元年9月の定例会で、既に全市民対象のボランティア保険制度を導入している6つの市の中で、鹿沼市の内容が、当時、下野新聞に大きく紹介されたので、よく調査検討して実現してほしいと執行部に伝えたつもりです。

その中で、約9万5,000人の鹿沼市が200万円の予算を組んだとのことだったので、3万人弱の本市は、多分、人数比で言うと54万円レベルで契約できるのではと伝えました。

追加質問ですけれども、私が紹介した鹿沼市の保険制度について、前回質問のときにどこまで検討したのか、どう思ったかも含めて見解を伺います。

加えて、既に導入している佐野市については、どこまで調べたのかも伺います。今、私は疑問を言いましたけれども、大体いつ頃調べたのかとか、その辺も含めて見解をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 鹿沼市の保険制度については、調査した結果は、鹿沼市と本市の違いが見えてまいりましたので、この後に③のところでお答えしたいと思います。

他市の導入している市等につきましては、基本、鹿沼市と同様の制度になっております。ただ、保険業者の選定が非常に難しいというような情報は得ております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 要は前回質問したときに、どこまで調べたのかというのは、そのときは調べてなかったということ、今、翻訳をするとそういうことを言っているわけですね。それを確認します。そうですね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） その件に関しましても、この後、⑥のところの内容がかぶってまいりますので、その中でお答えしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 既に今は執行部でも調べているんだと思うので、分かっていると思いますが、鹿沼市の保険制度は、かなり充実している内容なので、ちょっと皆さんにも含めて概要を紹介いたします。

鹿沼市の制度は、名称を鹿沼市地域ボランティア活動補償制度と名づけ、令和元年に立ち上げ、丸2年が経過したとのこと。担当部署は市民部地域活動支援課の市民協働係です。

担当者、課長さんともお話しして、丁寧に説明していただきましたけれども、詳細はホームページを見てくださいとのことでした。ホームページには、4ページにわたって紹介されてい

ますが、初めに制度の特徴が書いてあります。4ページ分、コピーしてきましたけれども、こんな内容です。

一番最初に何が大きな字で書いてあるかということ、保険料は不要です。ボランティア活動をする方が安心して活動できるように、市が保険料を負担します。事前の加入手続は不要です。事故発生後に手続をしていただきますと書いてあります。

保険の対象者は、市民により地域活動、ボランティア活動を行うため自主的に構成された団体で、市内に活動の拠点を有する者、市民団体等ですね、並びにその活動の指導者や運営スタッフ、活動従事者等が対象となります。単なる観戦者や見物者は対象外です。

補償対象となる活動については、市民団体等が営利を目的とせず、無報酬で行う公益性の認められる活動及び市の行う事業、または活動のうち、地域活動に類するもので、市民が無報酬で参加する活動です。

具体的に一覧表になっていますけれども、4つの種類が紹介されています。1つ目が地域社会活動として自治会活動、清掃活動、美化活動、スポーツ競技の運営、災害復興支援、防災活動、公共施設の管理、交通安全、町内会祭りなどです。自治会が独自に保険加入していたものは市が肩代わりしたということでした。

2つ目、社会福祉活動として、高齢者、障がい者等の生活介助、奉仕活動、旅行の付添いなどです。3つ目、青少年健全育成活動として講演会、音楽会、絵画教室、演劇鑑賞などです。4つ目、社会教育活動として、団体の親睦を目的として行われるスポーツ、レクリエーションなどです。以上ですが、ほとんどの市の活性化や奉仕活動など、ほとんどのボランティア活動について補償していることがうかがえます。

除外される活動も明確化されています。政治的、宗教的活動は除外ということで、うちのまちと同じように鹿沼秋まつり、これは対象です。しかし、神社に奉納する活動は宗教活動ということで、ここの活動だけが除外と明確化されています。また、営利活動も除外ということですが、子ども食堂活動は無料であれば対象とのことでした。あと野火焼、これも除外でした。補償対象になる事故及び補償金額も一覧表になって明確になっています。事故発生の際の手続方法も詳しく紹介されています。

鹿沼市では、個人ではなく団体を対象にするという方針を初めに決めたために、災害ボランティア保険は個人なので対象にしないということでした。ただし、私たちの友人が社会福祉協議会とか市に関係なく、自主的に災害復興活動をする場合は適用されるんですかという質問をしましたが、それは適用されますということでした。

長々と紹介しましたが、本市で言えば山あげ祭も補償対象とするなど、とても似ていて、どうして鹿沼市を参考にして市民に寄り添う保険制度を導入しないのか、調べれば調べる

ほど残念な思いが湧いてきます。

加えて、なぜ本市は市主催のイベントだけが対象なのか。これでよく、市民に寄り添う保険制度を検討したなどと言えるのか、とても市民の皆様には私は議員として説明できる内容ではないかと強く思います。

鹿沼市では、2年間運営して適用件数が2件のみということだったそうで、今年度は200万円ではなく、120万円の予算で保険会社と合意したそうです。

さて、市長が答弁された本市自慢の多くのボランティアの皆様には報いるために、災害ボランティアばかりでなく、範囲を広げて市民が安心して活動できる補償制度を検討する内容を明確にするために質問を続けます。

なお、今回、再質問するもう一つの理由として、令和元年9月の定例会での市長の答弁を聞いてくれていた傍聴者の方から、ボランティア保険は市が負担することになるとの認識でいたのに、実施されないことに不信感を持つとの声が寄せられていることも紹介しておきたいと思えます。紹介しました。

それでは質問です。鹿沼市の補償制度の詳細を紹介しましたが、補償内容について、鹿沼市にあって本市にないもの、及び本市にあって鹿沼市にないものを明確にして見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 鹿沼市の補償制度との違いについてお答えいたします。

鹿沼市が加入する補償保険につきましては、鹿沼市とは関係のない市民団体や指導者が実施するボランティア活動に関する賠償及び補償のほか、鹿沼市とは関係なく実施されるボランティア活動の従事者やスタッフ、そして指導者のけがが補償の対象になる一方、本市の加入する全国町村会総合賠償保険の補償保険については、これらについて補償の対象外となります。

また、鹿沼市が行う主催事業をはじめ、鹿沼市が事前に承認または依頼した団体が行うボランティア活動に関する往復途上でのけがの補償は、鹿沼市が加入する補償保険の補償の対象外である一方、本市の加入する全国町村総合賠償保険の補償保険では補償の対象になるなど、一長一短があります。

なお、本市及び鹿沼市とも、自然災害による被災現場等における災害ボランティア活動を行う団体等に対しては、社会福祉協議会が加入する全国社会福祉協議会のボランティア活動保険への加入を推奨しておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

もう少し質問を簡潔にお願いいたします。

○9番（小堀道和） これは私、思わず力が入りますので、すみません。

鹿沼市の保険、災害ボランティア保険については、当然、社会福祉協議会の災害ボランティアのほうも補償内容もかなり詳しくなっていますので、そこは同じでした。ただ、一般的に随分違うなというのと、一長一短はあるにしても、鹿沼市のほう、宇都宮市のほうが、市民に寄り添っているのではないかなということで、質問を続けます。

市長が検討すると答弁した内容と実際の検討内容に、私は大きな乖離があると思っています。市長はトップマネジメントとして、議会で自ら検討すると約束した内容について、どのような仕組みでフォローしているのか伺わなければいけないなと思ったので、伺いますけれども、きちんとした仕組みがなければ、どの検討項目も担当部署任せになり、検討項目が忘れ去られてしまうものもあれば、難易度の高い項目などは検討されないまま時間だけが過ぎていくという問題になってしまいますが、具体的なフォローの仕組みを確認いたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市長答弁に関するフォローの仕組みについてお答えいたします。

まず、小堀議員からの質問に対する私の答弁内容について具体的な検討が行われず、現在に至ってしまったことは誠に遺憾であり、執行部の責任者として深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

市長答弁は無論のこと、様々な行政課題に迅速に対応するため、私たち執行部はそれぞれの役割分担の下、各自が責任を持ち、着実に業務を履行しなければなりません。

議員御提案の災害ボランティア保険につきましては、様々な部署に関連する横断的な事案であるため、責任の所在が曖昧となり、結果としてこのような事態を招いてしまったこと、職員の当事者意識と調整機能が欠如していたことが主な要因だと考えています。

今後、同じ過ちを繰り返すことがないように、業務の進捗状況を適切に管理する、また、調整役の機能強化を図るとともに、担当課内における報告、連絡、相談による情報共有の徹底を図り、丁寧かつスピード感を持った合意形成に努めるよう指導させていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 市長から、そのような思いも含めて答弁いただきましたけれども、うまい仕組みがないとなかなかうまくいかないの、この件に関しては定期的に、愛情を持ってどうなっていますかと、質問を必ずしますから、そのときには、すかつと答えられるようにぜひお願いいたします。

今回の問題で気になる点がまだ何点かあります。まず、1つ目は、市の担当部署と社会福祉協議会との連携です。

市長答弁の、災害ボランティアでばかりでなく、範囲を広げて保険費用を負担することを検

討するという内容を受けて、担当部署は、まず災害ボランティア活動に直結している社会福祉協議会と調整しなければならないはずでありますけれども、調整した事実はありませんでした。

また、令和元年秋の台風19号の被害を受け、市は社会福祉協議会にボランティアセンター立ち上げを依頼しましたけれども、協定によりボランティア活動参加者のボランティア保険は市が負担すると決まっているとのことでしたけれども、社会福祉協議会の認識では保険負担が市であると理解している人が1人もいませんでした。

私が本市のために、海外の方も含め遠くから駆けつけてくれる人に、せめて保険代ぐらい市負担にしてはどうかと社会福祉協議会に提案しました際に、市負担は当てにできないからといって共同募金会に相談して、個人負担の無料を実現したんです。

そこで、市担当部署と社会福祉協議会の連携について、ボランティア活動や奉仕活動など、市は社会福祉協議会に丸投げしているのではと、そのような声を聞くことがありますが、連携の不備について2つの事例を紹介しましたけれども、見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市担当部署と社会福祉協議会の連携についてお答えいたします。

本市と社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に関する協定書を締結しております。この協定の下で、初期費用及びその他、市が必要と認めた費用は市が負担するものとする規定されております。

しかしながら、初期費用として何と何を市が負担するといった具体的な調整が不十分であったことから、東日本台風時におけるボランティア保険の負担についても曖昧な対応になってしまったところがあると思っております。

今後、協定に関する連絡責任者である総務課とボランティアセンター活動の連絡責任者である健康福祉課及び社会福祉協議会との間で役割分担を含め、具体的な調整を進めていきたいと思っております。

なお、ボランティア活動や奉仕作業など、市は社会福祉協議会に丸投げしているとの御指摘でしたが、決してそのような事態ではございません。健康福祉課と社会福祉協議会では、担当者間において、毎月、定期的な打合せを実施しております。

ボランティア活動に関しましても、社会福祉協議会を中心としたボランティアセンター運営委員会が開催され、本市やボランティア団体との連絡強化を図っております。この運営委員会には、本市も健康福祉課、生涯学習課、まちづくり課の担当職員が参加しております。

また、災害ボランティアセンター運営連絡協議会も開催され、社会福祉協議会と本市の関係各課と情報交換を行い、令和2年度には商工会青年部と災害時の支援に関する相互協力協定を新たに締結するなど、災害支援に対する取組を進めているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、まだ丸投げと言われるようであれば、もう少し十分に活動内容が分かるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これは、そういう声があるよということを伝えました。

その場で、市長から決意も含めて今のように表明されたので、さらに上に、それよりもさらに濃密になるというか連携が取れるように、ぜひそのようにしてほしいと思います。

2つ目の気になる点がありますけれども、それは、市担当部署の縦割り制度の弊害です。前回の議会でのボランティア保険に関する一般質問の際に、事前に担当部署である健康福祉課と質問内容や検討課題についての打合せを行いました。私はどの質問内容についても、一般質問については、事前に担当部署と丁寧に行っていると自負しています。

今回問題となったボランティア保険についても、事前に担当部署と打合せを行いました。担当部署は、市が主催するイベントについて保険がかけられているので、私の質問についての対策は済んでいるというふうな説明でした。

私はまだ対策は済んでいない。その理由として、今年度のボランティア保険加入について、社会福祉協議会が保険代の徴収の手配をしているんです。そのようにはなっていないよと伝えて、災害ボランティア保険ばかりでなく、範囲を広げて市民が安心して活動できる補償制度についての対応を回答してほしいと要望し、了解してもらったつもりでした。その後、担当部署がまちづくり課に変更になったと連絡されたので、まちづくり課にも説明しました。

実際に、私のここでの一般質問に対して、なぜか総務課が回答したときに、何で総務課が担当なんだと思いました。私の質問終了後、納得できない回答も含めて、健康福祉課やまちづくり課とはどんな調整をしたのかと尋ねたときに、何も聞いていないとの答えに、正直、腹が立ちました。

これでは縦割りのみならず、面倒な案件は他部署にたらい回しする行政の典型ではないかとまで思いました。議会の問題でこうだとすれば、相談や陳情で来られる市民の皆様への対応が心配と、危惧する気持ちでいっぱいになりました。

私は、今まで市の諸課題について、担当部署の努力なくして解決しない、解決なくして市民の幸せは実現しないとの思いから、市の担当者とはよき人間関係づくりを心がけながら愛情を持って接しているつもりですが、今回に関しては、問題点は心を鬼にしてはっきり言うべきとの思いでここで質問しているので、あしからずお願いいたします。

そこで、市担当課の縦割り組織の弊害について事例を挙げて説明しましたけれども、縦割り組織の弊害撲滅についての見解をお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 縦割り組織の弊害撲滅についてお答えいたします。

複数課にまたがる業務については、報告、連絡、相談の徹底による情報の共有化が必要不可欠であり、横断的な調整による課題の解決が求められます。

先ほどの答弁内容と重複してしまいますが、職員の当事者意識と調整機能の欠如が主な要因だと考えています。同じような事態を招かないよう、深く猛省し、指導を徹底してまいり所存であります。

確かに、今までそういうことを私自身も感じておるときがあります。各課で、やはりまとめて問題を解決したいという力が強いところを感じてしまいますので、連携したり、お互いに助け合うということが一番大切ではないかと、今なるべく皆さんに伝えているところなので、皆さんに、議会の中でもいろんなものが連携が悪いというのは、確かに御指摘をいただいておりますので、その改善に向けて進みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そんなことで、これはやっぱりトップマネジメントで、市長が常日頃から言っていればかなり改善されますので、期待していますので、よろしくお願ひします。

いろいろと今回の問題について質問をしましたがけれども、本来の問題に戻して、市長の答弁のとおり、災害ボランティアばかりでなく、範囲を広げて保険費用を負担することを検討をし、実現するための議論に戻したいと思ひます。

そこで、本市は人口減少が著しく、財政についても、ますます厳しくなっています。職員数も減少させねば市民の理解は得られません。これを乗り越えるためには、市民に相当な部分までボランティアとして担ってもらわなければ成り立たないと思ひます。

そんな背景の中に、市民に寄り添うようなボランティア保険の充実は、さらにレベルアップが求められると思ひますけれども、これについての見解も伺ひます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ボランティア保険の充実について、市民協働の観点からお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民が享受する行政サービス等につきましては、今後、行政だけでは、維持をしていくことは困難になると想定されます。

このようなことから、行政と市民の役割分担の下、公共的サービスを効率的に提供する協働の仕組みの構築を目指しています。まちづくり団体支援事業やまちづくりチャレンジプロジェクト事業を通じて、行政サービスを担う、公共の担い手の発掘と育成、市民団体等の支援をしてきたところであります。

現在も積極的に活動いただいている団体がある一方、活動が滞っている団体もございますが、

反省すべき点としましては、こうした団体の横のつながりを強化した仕組みがいまだに構築できていないことかなと思っております。

まずは、社会福祉協議会で行っていたプラットフォーム会議のまちづくり団体版の構築に向けた取組を推進し、団体等のニーズや活動する上での困りごと、市に対する支援の要望などを把握することが必要不可欠であり、団体間の連携強化を支援する仕組みの構築を図ることが先決ではなかろうかと考えております。

こうした取組の過程の中で、ボランティア保険に関するニーズについても把握してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 私が一生懸命しゃべっている部分、やはり財政が厳しくなって、市の職員のスタッフが少なくなる。そうすると、表面的には、サービスの内容が落ちてしまうので、それが落ちないようにするためには、市民の方、みんなに相当頑張って、いろいろ手伝ってもらわなければいけない、そういう背景があるから、このようなボランティア保険とか、こんなものは、側面から支援する活動なので、ぜひ充実させてくださいねということなので、よろしくお願いいたします。

そこで最後ですけれども、市長が答弁した災害ボランティア保険ばかりでなく、範囲を広げて市民が安心して活動できる補償制度とは、先ほど紹介した鹿沼市地域ボランティア活動補償制度より、さらに一歩先んじたレベルの保険制度ではないかと思っております。

先ほど市長が、市のところもいい面があるんですよというの、そういうのも付け加えるという、そういう意味ですけれども、すなわち鹿沼市や鹿沼市のモデルになった宇都宮市のものを参考に、本市独自のよいものを取り入れ、市民に寄り添う保険にすべきと考えるが、改めて最後に見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 保険制度に関する見解についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複してしましますが、団体間の連携強化を支援する仕組みの構築を図る過程の中で、団体からのニーズを踏まえ、調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そうすることで、本市独自の自慢できる補償制度をぜひ検討して、実現させてほしいと思っております。

令和元年9月の定例会で災害ボランティア保険を含め、本市の市民全員を対象としたボランティア保険加入を検討すると市長が答弁したことを踏まえ、今年3月の本会議の一般質問にお

いて、検討結果がどうなっているか質問しましたがけれども、執行部の答弁内容があまりにも本来の趣旨とは異なっていると思われたので、再度取り上げ、議論をしました。

今回の議論を参考にして、市長が市民のことを思い、市民に寄り添っている証である、鹿沼市のボランティア活動補償制度を上回る本市独自の保険制度が実現することを願って、本件を終了いたします。

2つ目の本市の女性活躍と男女共同参画について質問いたします。

東京五輪委員会での森元会長の女性蔑視発言で、このところ、女性活躍の促進や男女共同参画が大変注目されておりますけれども、本市の男女共同参画の施策を振り返ってみました。

一番の進捗として挙げられるのは、7年ほど前に実施された市役所管理職のクォーター制度、女性の積極登用制度ですけれども、これの導入だと思います。それまでゼロであった女性課長が突然2人出現して、大変驚かされましたけれども、それを実際に実現させるには、たくさんの高いハードルがあったことと推察します。当時の市長の英断と実行力に盛大な拍手を送りたいと思っています。

次に、本市で実施されたのは平成30年の男女共同参画計画の策定です。他市町村に大きく遅れてやっと策定されましたけれども、宇都宮市は平成15年ですから、本市の15年前です。さくら市が平成18年、大田原市が平成19年の策定ということで、他市町村では既に第3次、第4次まで更新作業が進んでいます。これだけを取っても大きく遅れを取っているのは否めないと思います。

さらに、策定以降、積極的に男女共同参画の推進が実施されているかという点、残念ながら明確な施策が見えません。以降の施策を市ホームページで調べてみると、年1回、男女共同参画フォーラムのみが実施されています。これについても、あいにくコロナで中止になり、数回しか実施されていません。さらに調べても、パルティとちぎ男女共同参画センターの講座参加者に5,000円上限の自己費用を補助した程度でした。

取りあえず計画を策定しただけで、本気で男女共同参画を進めようとしているようには見えません。これは市の政策とは関係ないかもしれませんが、客観的に見て、前市長のときに3人いた女性議員が今は1人しかいないので、後退というのが市民の印象かなということを感じます。

ここで質問したいと思いますが、川俣市政になって、本市の男女共同参画は前進でなく後退ではと思いますが、市長の見解を伺います。また、前進しているとすれば、どういう点でそう言えるのか。さらに市長のリーダーシップで実現された内容がどれほどあるのかも伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の男女共同参画の状況についてお答えいたします。

本市では、平成30年度に策定しました男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の意識づくり、あらゆる分野における男女共同参画の環境づくりを、互いを支え合う社会づくりを基本目標に、各種事業を推進しております。

計画の目標値の一つとして挙げております審議会・委員会等への女性登用率は、計画策定時よりは4.9%増の26.4%と増えており、男女共同参画フォーラムにより、市民への男女共同参画の意識啓発を行い、学校教育の場でも男女の人権について学ぶ機会を設けるなど、確実に進捗を進めていると考えております。

計画を策定することで今後の方針が明確となり、今まで様々な男女共同参画推進の取組を進めている中、市民の生活に密着したもの、例えば安心して子供を産み育てることや、女性が安心して働くためのサポート、相談体制などに重点を置いて推進しているところであります。

引き続き、市民一人ひとりが生涯にわたって互いに支え合い、生き生きと安心して暮らせるような那須烏山市を目指して、市民に寄り添った市政運営を推進してまいります。

今、議員がおっしゃったように、女性議員が確かに私もいまして、望月議員もいて、矢板議員もいて3名でした。決して減ったのではなく、私の位置が移動したことと、望月議員が家庭の事情でお辞めになっただけで、別に女性を減らしたわけではないと思っています。皆さん、今日は女性団体の方もいらっしゃいますから、誰かを御推薦していただき、ここの議場に女性が増えることを願っております。

また、いろいろな場所で女性が活躍していただいているのは事実ですので、後退したとは思っていません。

ただ、職員の女性の課長に至っては、どうしても年代とか、その時期に女性がいるかどうか、またはその女性が本当に課長を引き受けてくれるかとか、いろいろなことがありますので、そのときによって人数は変わってしまいます。

私自身、議員になりまして、最初に質問したのが、女性の課長をつくってほしい。ただ、慌てて来年つくるというのはやめてほしいと。本当にやってくれる、やれる方をお願いしたいと頼みました。そのおかげで、できてきたのかなと思っていますので、決して後退したとか、そういうものではありません。人数ではなく、質は向上していると私は思っています。

ですから、次々と新しい人が幹部になっていくという制度には、日本は導かれていると思っています。後退したということはないと思っています。

人数だけでは、男女共同参画のそういうものに参加することでは計り知れないと思います。その辺を加味していただけると御理解いただけると思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 人の話は後ろの方にもお願いしているというので、みんな納得したかどうか分かりませんが、受け止めたと思いますけれども、課長の話とか、これは今、市長が答弁したようなことをずっと言っていると駄目なので、今こういうことを、種づけしてこんなことをやっていますということが、ちゃんと僕に向かってが一んと言えるようなことをやってくださいねということを行っているというので、今のは、受け止めとしては言い訳にしか聞こえませんので、ぜひそういうことでお願いします。

それと、活動内容はこんなことをやっていますよという話でしたけれども、残念ながら、どこの町でもやっているレベルなので、もっと充実させてくださいという質問をいたします。

2番目、男女共同参画の検討委員会を除いて、市の各種検討委員会及び審議会の女性委員の割合についてお伺いいたします。

女性委員ゼロのところもあるのではないかなという危惧がありますけれども、女性委員の割合の目標値は設定しているのか、また、実現のための方策についてお伺いいたします。今の答弁の中にありましたけれども、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市の各種検討委員会及び審議会の女性委員の割合についてお答えいたします。

なすから男女共同参画計画におきまして、各種検討委員会及び審議会等への女性の登用率を、令和4年度までに35%にする数値目標を設定しております。今年度現在、女性委員の割合は26.4%であります。

女性の登用につきましては、全課共通の重点事業としておりますので、目標値に少しでも近づけるよう、毎年度状況を確認しつつ意識づけを行っております。

具体的には、女性団体連絡協議会へ委員選出を依頼しているほか、公募委員を女性にしたり、充て職ではない場合はできるだけ女性を選考するなどの男女バランスを考えた登用を行うよう努力しております。

また、女性のスキルアップを図るため、先ほども言われたように、県や各種団体が主催する男女共同参画講座等への参加促進や女性団体活動への支援なども継続して充実を図りながら実施していきたいと考えております。

女性の人材、特に若い世代の参画が少ないことが当面の課題と考えておりますが、子育てや教育など、身近な生活に関わる委員会等に女性を積極的に登用し、政策や方針決定にも女性の視点や意見が反映できる市政運営を実現して目指したいと思っております。

自治会長やPTA会長も、女性がだんだん現れてきましたので、そういう意味では進んでいるのかと思います。ただ、その人の後に女性が続くかという、なかなかそれは難しいの

が現状かと思しますので、それが続けられるような体制をつくっていきたいと思しますので、議員も一緒に御協力をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） もちろん応援しますけれども、やはり、どれだけ積極的に日頃から声をかけているかというの大きな決め手になりますので、これから質問しますけれども、特にうちは女性の市長のまちなので、そういう目でも見られるというか、逆にこうだからというふうにぜひなってほしいなと思って、さらに質問を続けます。

各種検討委員会は、もう県は40%、市のレベルは35%でいいねという合意をしている話なので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、よろしくお願いします。

これは、なかなか他市町村の取組を調べる資料が手に入らないので、インターネットで調べてみました。ほかの市町村のホームページを見ると、どこも積極的に男女共同参画に取り組んでいることを強く実感します。

さくら市や下野市などは、男女共同参画都市宣言をしております。各自治体でどのような施策を行っているのか、少し紹介します。男女共同参画計画の策定以外で、ほとんどの自治体で行っているのが、一般市民向けと企業向けの男女共同参画啓発誌の発行です。

また、男女共同参画推進事業所の認定や表彰、男女共同参画推進セミナーの開催、男女共同参画推進員の募集、女性に対する暴力、DVをなくす計画策定やキャンペーン運動など、多くの施策が実施中です。

ユニークなのは、男女共同参画標語の募集、男女共同参画川柳募集、さくら市が市役所イクボス宣言をしたり、那須塩原市長は、内閣府が提唱している「おとう飯」キャンペーンで自分が作った料理を紹介して、イクメン実行をアピールしたりしています。

女性市長誕生の折、一部の市民はこれで圧倒的に後れを取っていたが我が市の男女共同参画が急激に推進されるのではと期待したと聞きました。その方たちは期待外れで随分と失望されているのか、これはちょっと心配です。

私がいの一にお勧めするのは、男女共同参画推進事業所の認定や表彰です。これはワーク・ライフ・バランスの実現のために、職場環境整備と男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業所等を認定・表彰して、取組を後押しするというものです。

これは、労働環境の改善や短時間勤務、在宅勤務の柔軟な働き方の推進、社員の自己啓発、キャリアアップ及び地域貢献活動、それと女性活躍の推進という内容を含み、これらの活動は決して女性だけではなく、障がい者や外国人労働者などの弱者にとっても大いに意義のあることです。

女性の働きやすい職場は誰にとっても働きやすいところなんです。そして認定事業所の特典

として、市の広報紙やホームページで紹介されて、大きくイメージアップにつながるということ。それと、市建設工事資格審査で加点されたり、公共調達で優遇される制度を実施しているところもあります。

そこで質問ですけれども、男女共同参画や女性活躍社会の実現は、実際にはなかなか容易ではないと考えますけれども、我が市は、女性市長のまちなので、今、上に挙げた、ほかの市町村の施策を例に、できるところから実行してみてもと思いますけれども、意気込みを含めて見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 男女共同参画や女性活躍社会の実現についてお答えいたします。

議員から御提案いただきました他自治体の事例につきましては、本市における男女共同参画を推進する上で、大変参考になるものと感じております。

中でも、男女共同参画推進事業所の認定や表彰につきましては、本市におきましても、令和2年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる新規事業の一つとして、ワーク・ライフ・バランス等に取り組む市内企業の認定事業を実施する予定であります。

具体的な内容は、今後、調整する予定であります。市内企業において、女性や高齢者にとって働きやすい職場環境の整備等に取り組んでいる企業を市が認定し、公表することで、企業のイメージアップはもとより、女性が安心して働ける雇用の場の創出につなげてまいりたいと考えております。

また、昨年11月には、東京都の小池知事をはじめ、全国の女性首長や女性経営者による「びじょんネットワーク会議」に参加し、女性活躍に向けた成功事例の共有や新たな取組に向けた意見交換を行うとともに、全国37の女性首長の一員として、女性が輝く社会の実現を目指した共同宣言に賛同させていただいたところであります。

男女共同参画社会や女性活躍社会の実現は簡単ではございませんが、市民の皆さん一人ひとりが、それぞれ家庭や職場、地域など、あらゆる場で個性や能力を発揮し、互いに協力し、支え合う社会の実現を目指してまいりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そうですよ、市長、どんどんやりましょう。ということで、今日はたくさん来ていますから。我が市はせっかくの女性市長のまちなので、市役所イクボス宣言もぜひやってほしいと思います。

以前の一般質問で、市長は、我が市役所はとっくにそんなことはできているので必要ないと答弁されたことがあったように記憶していますが、それならば、なおさら自信を持って宣言すべきだと思います。

今、世間では、職場のパワハラやセクハラが後を絶たないのが現実ですから、我が市役所がこれらの模範になることは、市民の誇りとなります。

そこで、既にできているという市役所イクボスに関連し、育児休業を取得した男性職員は何人いるのか。市長誕生前を含め直近5年間の実績を基に見解をお伺いしますけれども、これは昨日、ニュースを見てたら、国会で、男性版産休制度の法改正が制定されて、男に育休を取ってはどうかということを知らなければいけないという義務化がされたということなので、この波に乗り遅れることなく、ぜひお願いしたいと思って質問いたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 育児休業を取得した男性職員の直近5年間の実績についてお答えいたします。

平成28年度から令和2年度の5年間において、男性職員の育児休業取得件数は、平成28年度に1件、令和2年度に1件であり、5年間で配偶者が出産した男性職員23名分を分母に算出した取得率は8.7%でありました。

平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」においても、男性職員の育児休暇取得率については、地方公共団体が取り組むべき数値目標の一つとして重要視されていることから、引き続き、市役所イクボスの増加に向けて周知を図っていく考えでありますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） うちの県はうちの市長ばかりでなくて、野木町長、栃木市長がいるんですけども、確認しましたら、野木町長のところは昨年50%、今年も2人いるんですけども、まず、最初に取りなさいみたいなこと言ってから対話するそうなので、参考にしてください。今の数字を聞くと、まだまだ足りないと思うので、市長のトップマネジメントに期待します。

私は、他の自治体の女性の方から、女性市長誕生で女性活躍社会のための先進的な施策が実施されていると思うので教えてほしいと尋ねられ、これからの変容を見ていてくださいと答えたことを思い出しますが、特に独自なものはやっていませんとの答えは言いたくないので、ぜひ独自のすかつとする活動を期待します。

市長も教育長も議長も女性という栃木市は、女性活躍社会実現の活動を積極的に実施しています。各種、市の審議委員は、県からガイドラインが出ているとおり、女性35%以上になっているということでした。市役所の女性管理職比率も、目標を35%としているが、現状は21%ということで、うちよりもかなり高いですけども、それでも恥ずかしくて言えませんというふうな意見なので、その辺をお伝えしたいと思います。

そこで最後に、女性活躍社会のシンボリック指標である市の女性管理職割合の目標達成はもちろんのこと、目標以上の実現のための施策を伺います。これは種まきとか、そういうものも含めての回答になるとうれしいのですが、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 女性管理職割合の目標以上の実現のための施策についてお答えいたします。

令和3年4月1日現在の本市における主幹以上の女性管理職の割合につきましては、昨年度に比較して2名増加したことから19.5%となりました。これは令和2年度における栃木県内市町の平均14%を上回っている状況にあるものの、政府が求めている30%には残念ながら達していません。

次世代育成支援対策法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、地方公共団体は特定事業主として行動計画を定める必要があることから、今後、行動計画を見直し、女性職員が活躍しやすい職場環境整備に努めてまいります。

また、男女を問わず職員自ら能力開発のため研さんし、キャリア意識の向上を図っていくことが何より重要であると思います。各種研修を実施し、マネジメント能力に優れた職員の育成、積極的な登用実現に向け、男女関係なく昇進をさせていますので、そのうちにはたくさんの課長が女性になるかなと私は思っています。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 時間なんですけれども、女性が生きやすい社会は誰にとっても、男性にとっても、子供にとっても、老人にとっても生きやすい社会です。我が市の男女共同参画、今日から、ここから、みんなから、なすから男女共同参画計画の冒頭で市長がこれを述べていますけれども、このように、今後、計画に基づいて、地域社会一体となって、男女共同参画の取組を覚悟と責任と対話により確実に推進し、我が市が真の女性活躍と、男女共同参画のまちづくりが実現されることを心から願っていますけれども、最後に市長にもう一度決意を述べてもらおうと思ったんですけれども、残念ながら時間なので、述べたということにして、終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で9番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。議席番号7番、矢板清枝でございます。本定例会、最終日の質問者となりました。

傍聴席には、お昼前から、足元のお悪い中、貴重なお時間を議会に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

久保居議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

本日の質問は、結婚から子育てに至る支援の充実について、自転車保険加入の促進を求める取組について、地方創生臨時交付金の活用についての3項目でございます。

執行部におかれましては、誠意ある御答弁を御期待いたしまして、質問席にて質問させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、まず、結婚から子育てに至る支援の充実について質問いたします。

令和2年度の出生率は、ここ数年と比較すると、大幅に減少いたしました。その背景には、新型コロナウイルス感染症の発生が大きな要因と考えられますが、このままでいくと、本市の将来が危惧されるところでございます。

そこで、3月定例議会で説明を受けた今年度の重点政策のうち、施設整備を除く新規事業について、改めて伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和3年度重点政策のうち、少子化対策や子育て支援に関する4つの新規事業についてお答えいたします。

1つ目は、「ようこそ！ なすから赤ちゃん応援事業でございます。この事業は、赤ちゃん誕生を祝福するとともに、誰もが安心して子育てができるよう、保護者の経済的な負担を軽減し、子供の健やかな成長を応援する事業であります。

対象は、令和3年4月1日以降に誕生した本市に住所登録のあるゼロ歳児の保護者であり、「なすから赤ちゃん応援券」として、おむつやミルク等と引換えができる券を1人当たり3万6,000円を上限に交付いたします。

使用期限は、1歳の誕生日の翌月末日まで、令和3年6月1日から市内の7店舗で使用でき

るようになっております。取扱い店舗の情報は、応援券を渡す際に案内するほか、市ホームページでも紹介しております。

2つ目は、不妊治療助成の拡充でございます。晩婚化が進む中、不妊に悩み、不妊についての検査や治療を受けている夫婦が増加傾向にあります。市では、不妊に悩む夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、保険適用外の人工授精や体外受精等の不妊治療に要する費用の一部を助成する「不妊治療助成事業」を平成19年度から実施しております。

従来からの不妊治療の助成については、助成額の上限を年額20万円から30万円に増額し、さらに手厚い制度としました。また、今年度からは、支援内容を拡充し、助成対象に男性不妊症、不妊症の検査、不育症治療を加え、助成費の上限を1年度につき30万円といたしました。今後は、制度利用につながるよう、積極的な啓発を行ってまいります。

3つ目は、産前・産後サポート事業でございます。

本市の母親の状況として、里帰り出産を経て自宅に戻ってから地域で孤立してしまう方や、初めての育児で不安な中、インターネット等から得られる情報の量が多過ぎて、混乱してしまう方が多く見受けられます。月齢の近いお子さんを持つ母親や、その家族が集まり、育児不安や生活上の困り事などを互いに相談できる機会を設けることで、地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦や家庭や地域で孤立することなく、安心して育児ができるようサポートすることを目的に、産後サポート事業「おひさま」を開始いたします。

本事業は、助産師等の専門職が母親からの育児相談や、母親同士の仲間づくりなど、心身が最も不安な状況にある産後4か月までの母子を中心に支援を行います。

4つ目は、とちぎ結婚支援センター登録補助金制度の創設でございます。

本事業は、市内の未婚者の結婚を支援することを目的に、結婚を希望する人に出会いの機会を提供するとちぎ結婚支援センターへの登録費用を補助する事業であります。令和3年4月1日以降に入会し、婚姻後に継続して本市に居住することを希望する市民に対し、1人につき1回最大5,000円を補助いたします。

また、事業につきましては、お知らせ版や広報紙、ホームページに掲載するほか、市結婚相談所でチラシを作成し、結婚推進員の協力を得ながら、市内企業等の独身者にも配布を予定しております。

以上が、議員御質問の少子化対策や子育て支援に関する新規事業の概要でございます。御理解のほど、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、一つずつ再質問させていただきたいと思います。

「ようこそ！なすから赤ちゃん応援事業」ということで、令和3年度4月以降に誕生したお

子さん、1人3万6,000円、上限の1歳の誕生日翌月まで使えるというものをつくっていただきました。

私も以前、おむつ券などを出したらいかがでしょうかということ saying いた経緯がありますので、これは本当にありがたい話なんですけれども、この対象者、4月からの実績というのは、もう対象になった方というのはありますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 4月の出生者につきましては、8名でございます。

5月につきましては、まだ確定はしていませんが、8名ぐらいになる予定となっております。今回の「ようこそ！なすから赤ちゃん応援券」を実際に配付した件数につきましては、6件、既に保護者に手渡しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 事業費としては上がっているんですけども、予想を超えることはないのかどうなのか分からないんですが、もし予想を超えた場合は、また補正とかで対応していただくことはできるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今回の予算につきましては、1人の子供に対して最大3万6,000円ということで、若干こちらの希望も入れまして、年間100名出生を見込ませていただいて、360万円という予算を持っております。100人以上の出生があつて、それを超えてくる場合につきましては、財政当局のほうと調整してまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。

それでは、若者交流事業について、質問をいたします。これは、とちぎ結婚支援センターに登録しての経費の一部を助成するというので、結婚を希望する方の出会いを提供するサポート事業ということなんですけれども、今現在、6月になりましたけれども、今年度に入りまして、この事業を希望される方というのは出てこられているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 先ほど市長が申し上げたとおり、今のところホームページとお知らせ版と、また、広報なすからすやまのほうでのPRということで、実際に申込み、市のほうには申請は出ておりません。

ただ、今、チラシを作っていて、7月頃に3,000部ほどが完成する予定でございますので、それらを商工会であつたり、また、市内の企業のほうにお願いをいたしまして、実際

に独身の方の手元に届くような形でPRさせていただきたいと思いますので、その後にどんどん増えていただければなど期待しているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 3,000部のチラシを作って、商工会や市内の企業などに届けていただいて、直接手元に、独身の方にお届けしていただいて、ぜひとも成婚していただいて、那須烏山市に住んでいただく方策として実施していただきたいと思います。

本来であれば、出会いの場というのをつくって、今、カッシーレとか農婚とか、いろいろやられているところもありますし、また、レディオベリーなども使って、こういう婚活パーティーなどを開いたりしてはいたんですけども、今回、コロナ禍でなかなか難しいのかなと思います。

ですので、こういったものは利用する価値はあると思いますので、PRが大事ですので、ぜひ大いにPRをしていただいて、上手に勧誘するというか、皆さんに知っていただくということを、まず、初めにやっていただきたいと思います。

続きまして、不妊治療助成についてです。

不妊治療に取り組む対象者に対して、新たに男性不妊、不育症を対象範囲に加えるという内容や、助成額を拡充して少子化対策を図る事業ということなんですけれども、困難な点と取組方法ということで、この事業はなかなか難しい部分もあると思うんです。

女性、男性、両方に不妊治療をしていただくというのも、なかなか厳しいとは思いますが、そういった市の対応というか、今後、どういうふうに取り組んでいったらいいかということを考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、県内の不妊治療を行っている自治体の状況なんですけど、最新の情報ですと、令和2年の4月1日現在のものではないんですけども、まず、不妊治療については、25市町あるうち、全部の市町で実施しております。

内容は、それぞれ違うと思うんですけど、男性不妊治療につきましては、昨年度は25市町中19の自治体を実施しております。それから、保険適用外ということで、検査に対しての補助というものは、25市町中15の自治体を実施しているということと、また、妊娠はするんですけど、出産に至らない不育症、こちらの治療につきましては、25市町中8市町がやっているということで、こちらはかなり少ないというところですが、今回、那須烏山市においては、それらも全部補助できるような体制を取らせていただいたところなんです。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） かなり拡充した不妊治療の対策ということで、お伺いいたしました。

本当にお子さんを望む御夫婦の方が、喜んで、この不妊治療は本当に精神的にも肉体的にも大変な苦痛を要するようなこともあると伺っております。本当に大変な状況にあるとは思いますが、やはりお子様を望む御夫婦が喜んでいただけるような形になっていただけるように、那須烏山市で助成を受けて、お子さんが1人でも多く生まれたということができるよう成果を——成果と言っていいのか悪いのか、何かちょっと厳しい言葉だと思うんですが、皆様にこの治療を受けていただきたいなと思いますし、これは今度、男性不妊治療をやりますよって言っても、なかなかの手の出ないところがあると思いますので、やはり丁寧な周知というか、お話をしていただける、そういう係みたいところがしっかり取り組んでいただくことが大事なのではないかなと思うんです。

なので、やはり丁寧な対応をしていただくことを心がけていただきたい。さらに、今もやっではいらっしゃると思うんですけれども、さらに強化していただいて、丁寧に説明をしていただいて、臨んでいただきたいと切に願うんですが、そのような対応をしていただくことは可能でしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） あらゆる手段を使いまして、まずは皆さんに知っていただかないと利用につながらないと思いますので、PRのほうに力を入れていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、よろしく願いいたします。

では、その間に、赤ちゃんが誕生して、赤ちゃんをいろいろな場所に連れていったときに、おむつ換え、またはミルクなどをあげる場所を確保してくださいということで、赤ちゃんの駅というのを提案した経緯がありました。

これを現在、保健福祉センターのほうに設置していただいたということをお聞きして、とても安堵しているところでございます。また、今回、設置されたことを知り、利用者がいらっしやっただのかどうかというのは、把握されていますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 赤ちゃんの駅につきましては、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環としまして、外出中におむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるような施設をいいますが、市では赤ちゃんの駅が公共施設になかったことから、昨年度、保健福祉センターとこども館の中に、職員による手作りなんですけど、設置いたしました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、大々的にPRする機会が今のところはない状況です。また、保健福祉センターについては、今年度、空調工事等が入るため、気持ちよく迎え入れることが難しいということも影響しております。

既に市内のスーパーで、授乳やおむつ替えのスペースとして用意しているところもありますので、状況を見ながら、ホームページへの掲載であったり、協力店の募集をかけていきたいと思っております。

そういった中で、今のところ利用者というのはいないような形になっています。ちょっとPRができていないということで、申し訳ございません。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） やはりPRということも必要ですし、今はコロナ禍ということで、なかなか利用をすることができない状況にあるのかなというふうには思います。

ただ、今後、コロナの状況が収まってきて、また外に出られるような環境ができた場合、やはりこういうものがしっかりあるよということがPRされていないと利用ができませんので、PRのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、こういうものがありますということで、のぼり旗を立てているところもあります。ですので、もし、これに関して予算をかけて、のぼり旗を立てることによって、ここで安心してできるのだなということが、啓発、皆さんの目にも留まると思ひますので、のぼり旗を作つていただくということは、今後、できますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 実のはのぼり旗もできておひまして、いつでも出せる状況にはあるんですが、先ほど申し上げたとおり、コロナであったり、また、保健福祉センターに工事が入るので、ちょっと今のところ控えているような状況になっておひます。

また別に、令和2年度の中でイベント時であったり、災害時に周りに気兼ねなく授乳やおむつ替えができるよう、折り畳み式のテント、赤ちゃんの駅というものを大きくプリントしてあるものなんですが、それらを2基、購入しておひます。

それについては、災害でも使えるものなので、何らかの機会に、市民の方にも周知してまいりたいと思ひておひます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 分かりました。のぼり旗の件なんですけれども、市内の業者、各施設とか、そういうところでおむつ替えを設置されている箇所が幾つかあると思ひんです。その店舗にのぼり旗を置いていただくことは可能かと思ひますので、よく相談をしていただひて、そのことも進めていただひきたいと思ひます。

また、折り畳み式の赤ちゃんの駅なんですけれども、やはり災害時は必要になってくると思ひますので、周知のほうをよろしくお願ひします。

それからまた、今後、公共施設などに進めていただきたいなと思っているところがあるんですけれども、図書館、それから観光施設など、今回、リニューアルオープンされたふるさと民芸館なども、今、とても集客が図れているということですので、そういう多くの場所に、こういうところがありますよということが、PR、のぼり旗が立つことによって、子育てを推進しているんだなということが目に映るのではないかと思いますので、そちらのほうも検討していただきたいと考えております。

それから、今現在、移動出前サロンを実施されていると思うんですけれども、これはお子さんを持つ親子で、移動出前サロンの場所に出向いて、いろいろなことを一緒に、同じ年代の子と過ごすということもありますし、また、自分自身のいろいろな悩みみたいなものも、指導の先生方に、母親のよりどころになっているというふうな話も聞いていますが、出前サロンを実施されていると思うんですが、今の実施状況をお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、コロナ禍の影響を受けなかった令和元年度につきましては、令和元年度の3月が緊急事態宣言等が出た関係で、4月から2月までの11か月を実施していたところなんですけど、11か月で213組、人数で言うと502人に参加をいただきました。

令和2年度につきましては、5か月間は実施したんですが、5か月間のうち参加いただいたのが13組、人数で申し上げますと30人ということで、かなり保護者のほうも控えているような状況になっております。

令和3年度、4月につきましては、8組の19名。5月につきましては、6組の12名ということで、コロナ禍前と比較すると少ないんですが、そういった状況で進めているところです。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） やはりこの事業は、親子で参加できるというのがとてもいい事業ですし、先ほども申し上げました関わりを持ってくださる指導員の先生が、母親のよりどころにもなっているという話をお聞きしています。コロナ禍ではありますけれども、感染症対策をしっかりされて、親子のよりどころとなる場所をしっかりとつくって、これからも継続していただきたいと要望したいと思います。

続きまして、産前産後サポート事業ということで、妊婦健診や1か月健診、産後2週間健診、及び出産後早期から心の状態を確認する産後ケア事業ということを、育児不安を相談できる場として、新たに産前産後事業を実施し、安心して子育てができる環境の充実を図るとありますけれども、先ほども市長の答弁の中に、おひさまというのを開設したということをお聞きしましたが、その内容をもう少し詳しくお話ししていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今回新たに始まりましたおひさまの事業ですが、毎月1回、実施しております。会場につきましては、南那須公民館を使用させていただいております。対象者につきましては、市内在住の産後4か月頃までの産婦とその家族、お子さんと一緒ということです。

実施内容につきましては、お母さんのリラクゼーション法、ベビーマッサージ、赤ちゃんの身体測定、母親の身体測定、交流支援ということで、参加されている方同士のフリースペースなどを入れております。また、写真撮影、記念撮影、そういったものを実施しております。

今回、4月と5月に実施したところなのですが、4月につきましては3組、5月につきましては5組に参加いただきました。5月に参加をいただいた5組のうちの2組については、前回、とてもよかったということで2度目の参加をいただきまして、また、今回の5月の参加者のうち1組は、来月もまた参加したいということで、非常に好評な形でスタートすることができました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 親子で生後間もない赤ちゃんを連れて、リラックスできる環境というのは、産後、不安な心を持つ、本当に大切な時期を、このような形をつくっていただきまして、ありがたいなと思います。

今後も参加者が喜んで、また、次も行きたい、次も行きたいという、その持続性を持てるような、毎回毎回、同じものではなく変えていっているんでしょうから、それを持続性を持って対応していただきたいなと思いますので、今後とも、長く続く事業として、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、先ほど、小堀議員のほうから、イクボスやらワークバランスやらという話をさせていただきまして、後押しをしていただいたような気持ちになったんですけども、私も何度かイクメンの話をさせていただきました。

やはり子育ては夫婦で力を合わせていかなければできないことが多いということが、昔から言われていますが、今現在もそのような状況で進んでいると思います。育児が順調にできるときばかりではない。無性にかわいくて仕方がないときもあれば、自分の思いどおりにならない、その感情をむき出しにして、どなり散らしてしまったりする、そんな自分に対して自己嫌悪になったりする、そういう母親の心と体のバランスが取れなくなるようなことも、多々、出産前、出産後、そういうような状況があります。父親の協力が本当に大切なんです。母親に対しては、妊娠して月数が進むと、母子手帳というものを交付していただくことができます。妊

娠したことで、母子手帳で妊娠の自覚をし、赤ちゃんを育てていくということも、だんだんに育成されるというか、自分の中でも感じていくんですけども、父親のほうは全く実感がないというのが意見の中にあります。

そこで私は考えたんですけども、母親の母子手帳があるならば、父親に対して父子手帳というのを出したらどうかというふうに考えたんです。それはなぜかという、やはりお父さん、今一生懸命、イクメンをしていただいているお父さんもいらっしゃるんですが、成果として見られないというか、そういうのが分からないというのがあるので、そういうものがあつたらば、もっと頑張れるんじゃないかというふうに応援をさせていただきたい。一緒に頑張らせていただける、そういうものを何とか作っていただくことはできないか。そして、父親としての自覚や関わり方などがそこに記されていくことができれば、それを見ながら、父親の自覚というか、どうやって一緒に子育てをしていくか。協力者ではなく、一緒に子育てをしていくという、同等な立場でやっていかなければいけないと思いますので、そういうものを作ってみてはいかがかなと、那須烏山版ということではいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 父親の育児参加につきましては、国のほうも、子供が生まれて8週間以内に4週間ですか、育児休暇を取る、取らないということを企業は聞き取りをするような制度が来年から始まるということもありますので、特に父親については、子供が生まれてどうしたらいいのか、どういう関わりで育児参加というか、携わればいいのかというのが分からないというのが大半の方だと思いますので、矢板議員の意見を参考にしまして、名称が父子手帳になるかどうかは分からないですけども、検討のほうをさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひ作っていただきたいと思います。ただの検討というのは、やはり先ほどからずっと言われているとおりなので、市長、私の意見をいかが感じましたでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実は、お父さんのも、ほかでもやっているところがあります。また、祖父母のほうの手帳も作っているところが出てきているので、ファミリー手帳みたいな感じのもので皆さんで共有するものができれば、それが一番、子育てにはいいのかもしれないので、検討ではなく、進めていきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ありがとうございます。ぜひ、これは本当に父親がどのように関わっていか分からないというのが、まず最初の意見ではないのかなと思います、皆さん、この周

辺です。昔のことを思い出していただければと思います。

ですので、最初のお子さんは、本当にどのように取り扱っていいかわからないとか、どうやって関わっていったらいいか。だから、母親に対してサポートするよと言った言葉が、何を考えているのというけんかになるぐらいな、そういう話になりますので、やはりサポートではなく、一緒に共同体として育てていくということをお願いしたいと思いますので、ぜひ実現に向けて、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にいたします。

乳幼児健康検査について、生後4か月、8か月、1歳6か月、3歳となった乳幼児に対して実施していますが、月齢に合わせた検診内容をお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 乳幼児健康診査の健診内容についてお答えいたします。

幼児健診につきましては、母子保健法に基づき、1歳6か月児健診と3歳児健診を行っているほか、法定健診以外にも、乳児健診として、4か月児健診と8か月児健診を行っています。

市では、これら乳幼児健診において、お子さんの健全な発育と発達の度合いを成長の節目節目で確認し、病気の早期発見や予防、健康の維持増進を目的に、国立成育医療研究センターのマニュアルに基づき、集団方式で実施しています。

健診内容につきましては、4か月健診時と8か月健診時では、身長、体重、頭囲、胸囲の測定による発育のチェックを行うほか、医師による診察、首のすわり、目の動き、寝返り、お座りなどの発達のチェックを行います。また、離乳食相談や生活指導、事故防止の指導、育児相談等も行っております。

1歳6か月児健診では、身体測定や医師による診察、歯科健診のほか、積み木や指さし等で発達状態の確認を行うとともに、言葉や生活習慣の確認も行っております。

3歳児健診では、身体計測、尿検査、視聴覚検査、医師による診察、歯科健診、育児相談を行っております。

以上のとおり、月齢に合わせて健診を実施しており、健診の中で精密検査が必要だと診断された場合は精密検査を勧奨し、医療機関への早期の受診につなげておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、ちょっと目の検査のことをお伺いしたいんですけども、目の検査というのは、3歳児あたりですか、そのときに視力の検査などは行っているのでしょうか。どのような検査をしているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 目の検査につきましては、3歳児健診のほうで実施しております。

検査の方法としましては、絵指標というものがございまして、チョウチョであったり、鳥、魚、花、この4つのイラストが書いてあるものを、子供から2.5メートル離れて、何の絵が描いてあるか、聞くようなものになっています。

各自宅でそれをやっていただいて、健診のときにアンケートに記入して報告していただくような形になっております。それが、確実に見えていれば、視力が0.5以上あるということになるというものです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、次の質問に移ります。

子供の目の機能は6歳までにはほぼ完成すると言われております。3歳児健診で異常を見逃してしまうと、視力が回復できないことがあると言われております。これに対して、3歳児健診で弱視を発見できれば、矯正、眼鏡などの方法で就学までに治ることが期待できるといいます。子供の目の発達を守るためには、3歳児健診で視力検査をして、目の異常を見つけることが大切です。

そこで質問です。3歳児健診の際に、眼科用健診屈折検査機器を利用して、視力や目の病気を発見し、治療を促すということを取り入れている自治体があります。本市でも機器を導入し、検査の充実を図ってはどうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 3歳児健診における視力検査についてお答えいたします。

3歳児健診の診察項目には、目の疾患及び異常の有無を確認する項目がございまして、今、課長が言ったような方法で検査をさせていただき、健診医による診断を行い、その結果、精密検査が必要と判断された場合は、小児眼科医の受診勧奨を行っております。

令和2年度には、140人のお子さんが3歳児健診を受診しており、受診率は92.7%であり、そのうち、精密検査が必要と診断されたお子さんは1人で、内容としては斜視となっております。

県内の検査方法としては、25市町中12市町が屈折検査機器による検査、本市を含めまして13市がランドルト環検査または絵指標検査ですね、先ほど言ったもので実施しております。

議員の御提案の屈折検査機器の導入につきましては、弱視や斜視等の眼の機能上の問題を検知できるなど、より精密な検査が可能となります。一方で、高額な機器となるため、初期導入費用や管理上のランニングコストの負担が非常に大きくなりますので、市としましては、既に

導入している市町の精度管理を含めた状況を確認した上で、健診に携わる医師や眼科専門医の意見を聞きながら、慎重に判断してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回、大田原市のほうで、今年の4月から機器を導入して、視力検査を実施されたとお聞きしました。

これまでは、うちの市と同じように、家庭で保護者がアンケート用紙に記入して、視力検査をしてきたものを健診会場に持参する方法を取られていました。

実際機器の導入で44人の検査をしたところ、4人のお子さんが弱視や屈折異常と分かり、眼科医への受診につながったとお聞きしました。

また、先に導入されている矢板市では、やはり同じようにやっておられたんですけども、この屈折機器を利用して診断したところ、50人に1人の割合で発見、弱視の兆候があるというところを取られたそうです。機器を用いることで、早期発見と治療につなげたいと話しておられたということです。

本市におきましても、機器による視力検査が行われれば、今まで以上に弱視の子供への対応が講じられることとなります。やはりこの時期、大体6歳までに目が安定してしまうということで、それまでの前の3歳からの治療を始めることによって、弱視のお子さんが弱視ではなく、目の健康が保たれるというような状況になるということをお聞きしています。

再度、この導入についてどのようにお考えか、もう一度お話をお聞きしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もとものの御提案はありがたく思いますが、ここでできるかどうかは、今のところ返事はできませんので、いろいろな意味で調整をさせていただきたいと思います。

決して検討だからやらないのではなく、そのように前向きに考えておりますので、その辺でお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 分かりました。

検討ではなく、前向きに、庁内でよく話し合っていて、今後、目に関わってくることは、今、小中学生にもタブレットが導入されていますよね。先々にも影響していきます。

ずっと目を酷使していくような、そういう環境は否めないということになりますので、この時期、3歳のときに検査をすることにより、弱視のお子さんが減ることになれば、ここで安心して子育てができるということにもなると思います、そこにつながっていくと思いますので、ぜひ導入のほうを検討されて、しっかりと前向きに考えていただきたいと願うばかりで

ございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。自転車保険の促進を求める取組についてお伺いいたします。環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあると聞いています。そのために、歩行者やほかの自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで、万が一の事態への備えが必要であります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえ、国は2019年1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償の在り方を協議する有識者検討会を発足させました。

現在、保険の補償内容や、自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか、検討を行っています。自転車は子供から高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。

そこで質問いたします。自転車事故対策とその周知方法について、どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の自転車事故対策とその周知方法についてお答えいたします。

自転車は幅広い年齢層にとって身近な乗り物であります。自転車利用者には無灯火や携帯電話等を使用しながらの危険な走行が散見されております。

自転車事故対策としましては、4月に実施しました令和3年度春の交通安全県民総ぐるみ運動にて、自転車の安全利用の促進を運動の重点の一つとして実施し、早朝街頭巡回広報として、広報車で周知を実施しました。

また、4月8日には自転車安全利用強化の日として、烏山高等学校、南那須中学校、烏山庁舎入り口交差点において、市及び警察署で自転車安全利用の街頭指導を行ったところであります。

今後とも、関係機関と連携し、周知を図り、自転車事故対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問いたします。

自転車事故対策として伺います。

まず、中学校に自転車で通学するお子さんが、自転車の事故で乗れないとき、このようなときに、スクールバスの利用ができないかということ、ちょっと保護者の方からお伺いしたん

ですけれども、このような場合は、利用が可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 年度途中でのスクールバスの利用ということになるかと思うんですが、そちらについては、申請等があれば対応はしておりますので、御相談いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、申請をすれば対応、空きがあればということですよ。大丈夫だということで確認いたしました。

それから、中学生が自転車で、木のうっそうとした場所とか、そういうところに折れた木などが当たった場合、保険で対応ができるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 登下校での事故ということになりますと、市内の小中学校に通う児童生徒につきましては、日本スポーツ振興センターの保険に全員加入しておりますので、学校行事等も含めて、そういった際には適用されますので、保険の対象にはなりません。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） うっそうとした木があるところがあるんですけれども、こういったときに、通告外になってしまうのかな、木の伐採などというのはできるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 通学路等で、そういった危険箇所、木の伐採等を含めて、問題箇所があるとすれば個別に対応できますので、御相談いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、そのようなときがありましたら御相談いたしますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。5月14日の下野新聞に、2019年に県内で起きた自転車通学中の事故のうち、中学生が最も過失の重い第1当事者となった割合が59.6%に上り、全国ワースト1位ということが新聞に掲載されました。また、高校生が37.3%で、全国で3位であったとの記事が掲載されました。

そこで質問いたします。本市の小中学校における安全教育について、どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 本市の小中学校における安全教育についてお答えいたします。

小中学校における自転車の安全教育につきましては、毎年4月から5月に交通安全教室が実

施されております。昨年度と本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、例年より規模を縮小し、実施しております。

また、自転車の乗車指導につきましては、小学校高学年、中学校で実施され、小学校では自分の自転車を持込みというのは、なかなか難しいところがございますので、学校につきましては自転車を借りての指導というようなことになっております。

中学校では、自転車通学の生徒がいるため、登下校における自転車の乗車には特に注意を呼びかけて、危険箇所には教職員が立哨指導するなど、日頃から安全指導に心がけております。

先ほど議員の御指摘がありました下野新聞の栃木県が一番多いと、第1当事者ということになりますが、これは自損事故で自分が転んでも第1当事者なんです。実際に事故件数が一番多いのは小中とも群馬県なんです。ただ、栃木県の場合には、自分でぶつかってしまったとか、転んでしまうという数がやはり多いというようなことになります。

あれを発表している団体は、駐輪場の設営を全国的に進めるというような団体ですので、若干だからといって、その数を軽んじるとか、そういうわけではありませんけれども、今後、もう少し精査をしてみたいと思っております。

また、スタントマンによる自転車事故の実演、スケアードストレートについては、昨年は残念ながら実施できておりませんが、一昨年、またはその前の年など、南那須中学校、または、そのときには烏山高等学校、それから南那須特別支援学校とも連携して行っておりますし、烏山中学校においても、去年度は実施した経緯がございます。

これらにつきましては、安全運転管理者協会との連携の中で実施しておりますので、コロナ感染症の影響がなくなった段階で、またぜひ実施をしていきたいと考えております。

一方で、大きな事故には至っていないということは事実ではあるんですが、ただ、自転車による転倒事故や接触事故も、年間で何例か報告されております。

先ほど、偶然ですが、南那須中学校の校長と話したときは、今年度になってもう3件、実はガードレールに突っ込んだかというような事故が起きているという報告もされておりますので、今後、児童生徒による自転車事故を防止するために、さらに発達段階に応じた安全指導や安全教育を実施してみたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今年度に入って3件の事故が既に起こっているということでお聞きしましたが、直近で、昨年度、その前とか、事故の件数というのは把握されているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 昨年度の実績でございますが、登下校中の自転車による事故

ということで、烏山中学校では0件、南那須中学校では4件の実績でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） なかなか、事故の件数がどうというわけではないんですけども、小さい頃から自転車を上手に乗りこなしていたとしても、危険は伴いますので、やはりしっかりと指導というのが大事になってくると思います。

先ほど教育長は、いろいろ安全教育に対してお話をしていただいたんですけども、自転車を使った安全教育というのは、小学校の高学年と中学生の中で実施しているよということなんですけど、割合として年間で1回なのか、どういうふうに行っているのか、体制的にはありますか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 年間で、各学校1回程度の実施をしております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） すみません、全然時間を見ていなくてびっくりしてしまって、分かりました。

では、市民の自転車保険の加入状況とその周知方法について及び自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せているがどのように認識しているのかについては、まとめてお話ししていただきたいと思いますが、いいですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民の自転車保険の加入状況とその周知方法については、市民の自転車保険の加入状況は、現在、本市では把握できておりません。

また、児童生徒の加入状況も同じでありますけど、登下校中のものは先ほども答えが出たように、日本スポーツ振興センターの保険で対応しています。

自転車保険加入の義務化については、議員から御指摘がありましたように、全国的に自転車保険加入の義務化等を推進している自治体が増えておりますので、自転車事故における高額賠償事案が見られる中、被害者を守るとともに、加害者の経済負担を減らす意味で、保険加入の推進は必要だと思っています。

今後、県や他の自治体の取組状況を踏まえて調査検討していきたいと思っています。県では、条例を制定するという話も出ていますので、その辺を見ていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、県の動向をしっかりと注視していただいて、そこに合わせて、しっかりとしたものをつくっていただきたいと思っています。

それでは、最後の地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

3月定例会の一般質問において、緊急事態宣言により影響を受けた飲食関係業者や中堅・中小企業者については、時短協力金や一時金等が支給され、国の制度から外れてしまう事業者には、市単独支援策を検討するとの回答をいただいたところですが、その進捗状況と具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） さきの3月定例会で矢板議員から、市単独支援策に関する提案を踏まえて、補正予算に計上させていただいたところであり、事業内容につきましては、国の一時支援金が、本年1月から3月までの間で売上げ減少率が50%以上の業者が対象になっているところ、本市独自で売上げ減少率が20%以上から50%未満の事業者を対象に支援を行うものであります。

支援額につきましては、法人が10万円、個人事業主が5万円を予定しております。

なお、要件につきましては基本的に国の一時支援金と同様で、緊急事態宣言等の影響を受けた事業者が対象であります。県の時短要請を受けている事業者は対象とならないこととなりますので、注意をいただきたいと思っております。

現在、申請受付に向けた準備作業を進めておりますが、目安としましては6月中旬には受付が開始できる予定でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 対象の数というか、それは、ここに書かれてはいるんですけども、もう一度、数に関してお話ししていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業対象者の数は、法人で70件、個人で70件を想定しております。この数につきましては、なかなか把握しづらいところございまして、昨年、うちのほうに申請のあった事業者で、売上げが20%から50%の事業者数というのをある程度想定しまして、そちらで104件ほどありましたので、少し多めの140件で予算化はしております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。では、このような方がいらした場合は、速やかな対応をよろしく願いいたします。

ちょっと再質問を考えていたんですけども、あまりにも力が入り過ぎてしまって、こんなような形になりました。世の中が大きく変化している今、民意により添える市でありたいと願い、本日の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は6月8日火曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

[午後 2時10分散会]